

参議院内閣委員会會議録第二十九号

昭和三十六年五月二十三日(火曜日)
午前十一時二十一分開会

委員の異動
本日委員吉田法晴君辞任につき、その補欠として永岡光治君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 吉江 勝保君
理事 小幡 治和君
村山 道雄君
伊藤 綱道君
山本伊三郎君

委員

石原幹市郎君
上原 正吉君
大谷藤之助君
木村篤太郎君
塩見 俊二君
下村 定君
中野 文門君
一松 定吉君
鶴岡 西夫君
永岡 光治君
大和 与一君
横川 正市君
田畑 金光君

国務大臣

国務大臣 小澤佐重喜君
国務大臣 西村 直己君

政府委員

法制局第一部長 山内 一夫君

行政管理局 西田 信二君
行政管理局 山口 西君
行政管理局 白濱 仁吉君
防衛行政官 加藤 陽三君
防衛行政官 海原 治君
防衛行政官 小幡 久男君
防衛行政官 小野 裕君
防衛行政官 木村 秀弘君
防衛行政官 塚本 敏夫君
大蔵省主計 大村 筆雄君
局司計課長 天城 勲君
文部大臣官房長 荒巻伊勢雄君
郵政大臣官房長 杉田正三郎君
事務局側 常任委員 林野庁林政部長 高尾 文知君
農林大臣官 和田 正明君
房秘書課長 林野庁林政部長 高尾 文知君

説明員

農林大臣官 和田 正明君
房秘書課長 林野庁林政部長 高尾 文知君

本日の会議に付した案件

○国家行政組織法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(吉江勝保君) これより内閣委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。本日、吉田法晴君が辞任さ

れ、永岡光治君が選任されました。

○委員長(吉江勝保君) 国家行政組織法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

政府側出席の方は、小澤行政管理局長官、西田行政管理局次官、山口行政管理局長、和田農林大臣官房秘書課長、吉岡農地局総務課長、高尾林野庁林政部長、天城文部大臣官房長、曾山郵務局長、長田郵政省人事部長でございませう。

御質疑のおありの方は、順次御発言願います。

○鶴岡哲夫君 前回行政管理局に對しまして、根本的な問題については何ったのでありますが、少しばかり残しましたので、それらの問題について伺いたいと思います。具体的な問題でございませうので行政局長に一つお願いしたいと思ひます。

今度定員に入ります人たちの処遇、要するに、給与等は定員内と同じだといふことは当然であります。若し、千懸念いたしますのは、旅費と超過勤務手当とか、あるいは人頭割りの庁舎、備品、こういうものはいかようになっているのか、伺いたいと思ひます。

○政府委員(山口西君) 定員になる關係上、定員内職員全体を通じて、同じ基礎の予算、同じ組み方の予算となつておりますので、この間に差別はございませう。

○鶴岡哲夫君 十九条の二項にありま

す、政令で特別やむを得ないといふこととできる、俗称政令定員と申しておりますが、この政令定員も当然定員に入る、定員に該当する人たちが、従つて、一年以上に及ぶときは、すみやかに定員にする措置をとらなければならぬといふことになっておりますが、従ひまして、処遇につきましては、定員内の職員と同じだといふお話でございませう。若干その場合に聞き漏らしたのでございませうけれども、旅費あるいは超過勤務手当、人頭割りの庁舎、備品費、このようなものはどうなるのか、その点を伺つておきたい。

○政府委員(山口西君) これは政令定員と申しましても、実質は法律定員と何ら変わりがないので、政令でございませう。具体的な理由によつてそのような経費を差別するといふことはございませう。

○鶴岡哲夫君 次に伺ひたいいたしますのは、今度の定員の規制によりまして、国家公務員が、形としては四つに分類される。定員と、先ほど申し上げました、暫定的といひますか、政令定員、さらに常勤、これは法律の建前はなかりていくのだといふ常勤と、それから非常勤、こういうふうに分かれるわけですが、前回におきましてもお伺ひをいたし、また、御質問をいたしましたように、これは定員の増加が事業量、業務量に見合つてふえていくといふ、円滑にふえていくといふ大前提がなければ、なかなか運営上問題が出てくる定員規制だと思つており

ます。で、一番やはり問題は、この政令定員といふのが悪用されるという点が一つだと思ひます。一年未満といふことで、次から次に政令定員といふものが出てくる。しかし、これは行政管理局との協議によつて設けられるもので、各省が雇用することができるようになつております。非常勤、これはどうも行政管理局のやはり協議によつてできるわけじゃなくて、各省でございませう。そういういたしますと、どうしてこのところのたまっていくのじゃないかといふ懸念を持つわけでありませう。新しい定員の増加が事業量に見合つて、適宜あるいは円滑にふえていかないといふことになりませうと、また、今日までそういう経過をたどつたわけでありませうが、どうしてもこの常勤の非常勤といふものがたまるというふうに懸念をいたすわけでありませう。かりにそういうふうなことになるならば、これは中央の行政機関ではなく、やはり先端にありませう行政機関等にたまっていくのじゃないだろうか。しかも、これらの人たちは短い期間で更新しないのでありませうから、熟練はしない、経験はないといふのを相当たぐさん雇つていかなければならぬといふことになりませうと、これはどうも末端の機関ほど労働強化をしられてくるのじゃないかといふ懸念を持つわけでありませう。で、局長はこれについては運営の問題だ、各省協議会も

作って今日まで努力してきたのだからして、その経験と実績の上に、運営としてはうまくいくのだというお話でありますけれども、その懸念は、過去の定員規制等の経過から見まして、これは否定できないのじゃないだろうか。その意味で、私は、依然として定員規制については問題が残るという気がするわけでありまして、それが先ほど申し上げました政令定員も常勤の職員も、処遇事項でがっちり縛るという点になりまして、どうしてもこの常勤的非常勤がふくれ上がって来て、末端ほど労働強化に追い込まれるという懸念をするわけでありまして、その点について重ねてお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(山口西君) 運営が悪ければ、制度を改正いたしましたけれども、常勤的定員外職員がふえて参るといふことは御意見の通りであると存じます。従来の実績からそういう懸念があるというお話でございますが、従来まことにこの点が遺憾でございましたけれども、それは従来は二十四年以来、非常に大幅な人員整理をいたしまして、これを法律規制したということによつて、これを相当強固に維持していかねばならぬ、しかるに仕事は年々ふえてきたというようなことから、従来の定員規制が実質的に相当無理があつたわけでございます。そこで、やむを得ず従来の規則の運用上、二カ月以内の雇用という形式で職員を雇えるものから、そういう形式で各省が雇つてきたわけでございますが、この点はすつきりした運用ではなかつたわけ、それが従来問題を起し、本委員会でも数次の決議をされて改正を要望

された点でございますが、今回そういう事情のもとにやむを得ずふえて参りました職員を大部分を定員内に繰り入れをいたしまして、さらに残つたものについては、三十六年度におきまして調査をして、必要なものは定員に入れたらという処置をとります、従来の関係で無理のあつたものは一定定員化することができて、それによつて事務量と職員の数とは落ちつきを持つというところが考えられるわけですが、従つて、今後の問題は新しい問題として、新たに業務量が増加いたしましたものについて、その業務量に見合う定員を見ていきたい。これを無理に押さえると、やはり各省は仕事を遂行する責任がございまして、変形な職員を雇用することになりますので、そういうことが起らないように、今後は業務量の増加に応じて必要な職員は定員として見ていくということをし、運用していきたいと考えておるわけでございます。この点ができますれば、御指摘のような常勤的な定員外の職員というものはたまたまにいくつものではないか、またぜひそういうふうにしていききたいという考えでございます。

○鶴岡哲夫君 局長の御答弁でございますが、なかなかそうでございますかというわけにはいきまいと私は思つております。しかし、この問題は議論をいたしますとなかなか大へん問題でありますので、私といたしましては、重ねてそういうような危険に陥るおそれがあるというのを申し上げまして、十分注意をされて、また、遺憾のないように運営されるように要望いたします。次に、これはごく具体的問題でござい

ますが、今度残つた人たちについて調査されるわけですが、割合に少ない数字になつて参つておりますが、これは悉皆調査をやられるのか。すなわち、個々の人について調査をやられるのか、あるいは抽出調査——標本調査ですね、抽出調査、そういうものをやられるのか。さらに各省で調査をやられるものかどうかということ。それからもう一つは、そういう調査の完了の上、恒常的に置く必要がある職であるというふうな認定をされた場合には、かりに臨時国会が開かれるとすれば、それに間に合うとすればそれにやられるのか、あるいはこれは次の通常国会になるのか、そこら辺について伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(山口西君) 残りの未調査分の調査につきましては、これは行政管理局で主体となつて調査をいたしますが、各省の御協力ももちろん得なければならぬわけですが、その調査の方法でございますが、これは個々に調査をすべきものでございまして、ただ数量が相当多くなつておりますし、時間が非常に少ないので、一人々々というよりは事実上不可能に考えられますので、同種の形態の同種のポストのものにつぎましてサンプリングをするというふうにいたしまして、悉皆調査と同様の効果を上げた、かように考えております。それから、調査ができました際には、できるだけすみやかに国会に提案できる機会を得まして提案したいと思ひます。

は相当おくれるんじゃないかと思ひわけです。そして、ずっとおくれましてから調査を始めるわけですが、そうすると、どうしても通常国会になりそうに思ふのです。かりにその間に臨時国会があるとしたとしても、そういふことになるのか、臨時国会になるのか、はつきりしておらず、通常国会にははつきりしておりますから、通常国会になるのかという点をもう一ぺん……。

○政府委員(山口西君) これはできるだけ早い国会に提案したいと考えておりますが、実は臨時国会がいつごろになるのか、まだ未定でございます。さらに四月一日成立を期しております法案の関係上、この法案の成立がはつきりしております、この法案の成立後において、各省で繰り入れられた数量に対して具体的に人事を行なわれるという作業があるわけですが、そのあとに実態調査をする必要がございまして、順にかなりおくれしてくる予想でございます。法案の成立の時期も不明確でございますが、至近の期日に成立いたしましたといつたとしても、すでに約二カ月おくれしておりますので、従来各省で八千、五千という数の繰り入れの際にもかなり長い期間を要しておりますから、これは予測でございますけれども、できるだけ早い国会に提案したいと思ひますけれども、まず見通しとしましては通常国会になる公算が大である、かように考えております。

人たちは、ぜひ悉皆調査をしてもらいたい、個々の調査をしてもらいたいという非常に強い希望があるように聞いております。また、そうであると思ひます。また、各行政機関も、これは恒常的に置く必要があるということでは置いておる。本人も、また、恒常的に勤めておるのだという自信を持つておるわけですが、悉皆調査をしてもらいたいという希望が強いということも申し上げまして、かりにおしやるように抽出調査になりましたら、一つそういう点を十分御配慮されて調査をなさるようによ望いたしておきたいと思ひます。

それからもう一つ行管に伺いたい点は、政令定員の場合も少し問題がありますが、これから行政管理局と協議をいたしまして新しく採用することになつております。これは非常に厳格に規制をして、できるだけ少ない数字にしようというお話ですが、いずれにしても、新規に協議によつて採用される常勤職員というものがございまして、それから各省が常勤的非常勤職員を新規でやはり雇つていくのですが、これは更新しないということですが、しかし、現実の問題としては、なかなかそういう懸念があるわけではなからうかという懸念があるわけですが、そうしますと、実際の数字としては、来年度定員に繰り入れる数字が終つたという意味ではなくて、次にやはり現実には考えなければならぬ数字は少ないだろうと思ひますが、考えなければならぬのではなからうかというふうに思ひます。また、今後の調査が相当正確に行なわれるとしても、なお議論のあるものがあつたのではなからうかと思ひます。

用、この適用を受けない常用作業員、この二つに分かれるのですが、これはゼロで、一万一千余名残ったというのでありますが、これが実情を伺いたいのですが、たとえば自動車の運転手、これは林野庁は現業官庁でございますから、木材を運搬するにいたしても、大へんな自動車を持っておられますが、この自動車の運転手という一つの業種をとりました場合に見ましても、定員に入っている者もいる、あるいはこの三七適用の人もいる、それ以外の人もいるというように分かれるようであります。さらに保線手、これは林野庁としても重要な職種であります。これもどうも定員内にもおりますし、常勤にもおるし、常用にもおる、どの職種をとりましたが、どうもどの職種にもおるようです。実態について伺いたいたのですが、ですから製炭手であれば、これは月給制の者もいる、三七適用の者もいる、三七適用以外の常用作業員もいる、制勤手、いわゆる森林軌道の機関車の制勤手、これも月給制もおれば常用作業員もおるといふ実情のようであります。そこら辺のところを、現実の実情を伺いたいと思っております。

○説明員(高尾文知君) ただいまの

一般常用作業員の実情というお話でござい
ますが、一応職種別の人員の概要とい
うことを申し上げたいと思ひます
が、これはただいま先生から御指摘の
ありましたように、定員内——今度定
員化が予定されておりますものを含
めまして、そういうものと同じ職種の
ものが入つておることは事実でござ
います。なお、定員外でただいま問題に
なつております一般常用作業員以外
に、定期、臨時というものがございま
すが、その中にもこれと同じような同
種の職種が相当あるということもまた
事実でございします。従ひまして、職種
だけで申しますと、今般定員化される
予定になつておりますものと、それ
以外の定員外作業員との間に、共通と
いいますか、同種の職種というものが
相当あるということは事実でございま
して、ただその雇用の形態、これが
違つておる、こういうことでございま
す。ただいまの一般常用作業員の職種
別人員の概要、これは三十五年の十月
一日現在のものでございしますが、御指
摘の通りに、伐木造材が約一千三百名
程度、それから製炭が百二十名程度、
それから木寄せが九百六十名、その他
大勢多量の職種がございまして、一万
一千四百名、大体一万二千名程度おる
わけにございします。しこうして、この
中の給与資金の支払い形態の問題で
ございしますが、これはいわゆる出来高払
制の職種というものが、この一般常用
作業員の中だけで約四千八百名、総数
の四三%に相当するものがあるわけ
でございします。それ以外はいわゆる定額
日給制ということになつておるわけ
でございします。

○鶴岡哲夫君 要するに定員内でも、
常勤でも常用でも、同じ職種のものが
一ぱいいるのだというお話ですが、そ
こで次に伺いたい点は、この常用作業
員の資格要件であります。その資格要
件は、御存じのように、四項目にこれ
はなつておる。過去一年以上継続して
勤務している者、今後継続して必要の
ある者、過去一年以上継続して勤務し
ておつて、さらに今後とも必要がある
ということ。それから配置転換に必ず
することが出来る者、技能、経験、能率
が中層以上である者、こういう資格要
件があるわけでありまして、従つて、こ
の常用作業員というのは、定期で雇つ
ておるものでもなければ、あるいは毎日
雇つておるわけでもない。一年以上継
続して勤務をし、さらに今後とも勤務
をするという、この条件が大きな常用
作業員の資格要件だと思ふのです。さ
らに、また昭和二十九年に、当時の林
野庁長官の通達が出ておりますが、こ
れは、常用作業員はもとより常勤的職
員だ。しかしワクその他の事情によつ
て云々ということになつておる。そう
して国有林野事業の根幹的職員である
という通達が出ています。これはもう当
然だと思ふのです。ですから今私が申
し上げました常用作業員の資格という
点からいって決して月雇いでもなけれ
ば、季節的に雇つておるものじやなく
て、無期限雇用のものだという点を確
認したいのです。間違ひありま
せんですか。

○説明員(高尾文知君) まことにむず
かしい問題でございしますが、私どもの方
でいわゆる常勤、非常勤ということ
で従来分けておる考え方は、常勤の中に
は、いわゆる定員外職員はもちろん入
るわけにございしますが、今般二百二十
名残ります従来のいわゆる常勤作業
員、これはもちろん常勤の方に入る。
それ以外のものはいわゆる非常勤であ
る、こういうふうな観念し、処遇を
やつておるわけにございします。た
だ、その非常勤の中で、先ほどお話が
ありましたいわゆる常用作業員の中の
三七適用、これは常勤的非常勤職員と
いうことで特に賃金の点につきまして
は、常勤職員と同じような扱いをして
きた、こういうことであります。
なぜそういうことをやつてきたかと
申しますのは、三七以上の定員外職員
と申しますのは、いわゆる従来の定員
内職員というものと性質の仕事を
やつておる。従ひまして、何と申
しますか、定員内職員に非常に親近性
がある、こういうものを事務系あるいは
技能系、拾ひまして取り扱いをして
参つたわけにございします。従ひまして、
それ以外のものはいわゆる非常勤であ
る、こういうふうに観念して扱つてき
ておるわけにございしますが、もう一つ
のたゞいまお話の、一般常用作業員の
中でも、いわゆる無期限雇用ではない
か、こういう御指摘でございしますが、
これは雇用の形態といたしましては、
常用作業員ということである分けを
してやつておるわけにございしますが、
こういう一般常用以下の、具体的にだ
れをどうする等ということがきまりま
すのは、これは当該事業年度ごと
にきまつていく問題でございします。いわゆ
る定員内職員と同じような意味の無期
限雇用という形にはなつてないわけ
でございします。

○委員長(吉江勝保君) 速記をつけ
て。
○鶴岡哲夫君 私の伺つておりますの
は、従来のその給与の支払いの仕方と
か、あるいは雇用の仕方とか、そうい
う点は、これは林野庁にも問題があり
ましたし、そのほかの各省にも問題が
あるものであつて、問題は、恒常的に勤
務しておるのかどうかという点と、も
う一つは、林野庁という現業官庁——
七百万町歩という膨大な国有林を管理
をし、木を切り出し、木を積める現業
官庁です。その現業官庁として、これ
は当然恒常的に置く職だと私は思うの
です。国鉄の保線手以上のものです。
それ以外に臨時もおりますし、定期の
季節雇いもおりますし、いろいろおり
ますが、少なくとも、林野庁が永年継
続して雇つておるこの人たちの
は、これは恒常的に置く職だ、今度行
政組織法の第十九条の第一項にまさ
しく私は該当しているものだと思ふの
です。ただ、従来のいろいろな経緯があつ
て、林野庁としてはいろいろこの点
についての感じがあるようでありま
す。が、私は、今種々御質問申し上げ、ま
た、御回答がありましたように、これ
は十九条第一項に該当する「恒常的に
置く必要がある職」であるというふう
に思つております。これは明らかです
よ、就業規則その他からいまして、
あるいはこの常用作業員の資格要件等
からいって、あるいは現実の勤務条件
からいって、従つて、私は、行政管
理が今回調査をやられることになつて
おりますが、この常用作業員もその調
査の対象にして、根本的に検討される
べきじやなからうかというふうに思
つております。従つて、この点について

の行政管理庁長官の御意見を承りたい
と思ひます。
○国務大臣(小澤佐重喜君) 林野庁の
この調査につきましては、就業規則三
十七条の適用以外でも、定員に關係
のある者は一応実態を調査して、その
効果を上げたいと思つております。
○鶴岡哲夫君 すなわち、一般常用作
業員につきましても、恒常的に置く必
要があるかどうかという点について検
討を加えて、もしそういうことである
とすれば効果を上げたい、こういう御
答弁だと思ひますが、よろしうござ
いますか。
○国務大臣(小澤佐重喜君) その通り
です。
○鶴岡哲夫君 その通りだとおっしゃ
いますから、これでこの問題は終わり
たいと思ひます。
○伊藤道雄君 今、林野庁に關する定
員關係の問題で鶴岡委員から質問が
あつたのですが、それに関連して一点
だけお伺ひしておきますが、結局こ
ういうことになつておるんですが、病
院、療養所等の看護婦については、こ
れは定員に入つておる、ところが、病
院、療養所等、この「等」の中に、行
管の見解としては診療所を入れておる
わけなんです、行管としては、これは
大へんけつこうだと思ふのですが、と
ころが大蔵省は、この病院、療養所
等、その「等」の中に診療所を入れて
ないんですね。従つて、この結果、診
療所の看護婦については、たとい何年
勤めても定員に入つてない、こういう
ことになるわけなんです。従つて、この
ことは行管は入れておるんですから問題
ないのです、行管を追及するという意味
じやないので、先ほど大蔵省をお呼び

しておるわけですが、まず行管の見解をお伺いしておきたいと思うのです。この病院、療養所等の中に、やはり診療所は入れるのが至当だと思うのです。この点行管は入っていますから、繰り返して申し上げるように、問題ないんですが、同じ内閣の行政機関であって、行管は入れておる、大蔵省は入れてない、こういう食い違いがあるわけですね。こういうことでは非常にまずいと思うのですが、これは行管としてもこういう食い違いは是正してしかるべきだと思うのですが、行管は、この「等」の中に診療所を入れておきますから、だとするならば、大蔵省が入れてないという、こういう見解に対しては是正される必要があるんじゃないか。やはり同じ内閣の行政機関が、きわめて統一を欠いておるといふ点は、ことに遺憾だと思ふのです。この点いかがですか。

○政府委員(山口西君) 今度定員繰り入れの調査をするにあたりましては、診療所につきましても、その勤務の実態において、恒常的の職である常勤の看護婦を置いてやるのが至当であると思われるものにつきましては、定員の措置をとるようにはいたしたいと考えておるわけでありまして、その点について、別に大蔵省の方と意見の相違があるとは考えておりません。もちろんこれは統一的意见でやっていくべきものでございまして、この定員の査定につきましては、行管の方で主として実態をきかめることになっておりますので、かような線で措置したいと考えております。

○伊藤道雄君 お言葉によると安心できるような答弁ですが、現実には大

蔵省の見解としては、これはただ単に林野を一つの事例として出したわけですから、大蔵省は、林野に限らず、五現業の診療所の看護婦は定員に入れていないですね。従来、今度行管の見解に従って入れるというなら、これは話は別ですが、結局病院、療養所等の看護婦は定員に入るといふ、こういう原則に立った場合に、その病院、療養所等の中に五現業の診療所が入ってなければ定員にならないわけですね、この原則は動かさぬと思う。従って、入るようにはいたしますと言ったって、大蔵省が予算化しなければだめでしょう。あなたの方で大蔵省を説得して、これはぜひこの「等」の中に診療所を入れるかどうかというのを確かめないと、あなたの方だけの見解では、予算を持てないは大蔵省ですから、現実の問題として実現しないことになるわけですね。これは小さな問題のようで、一つは、このいわけの不合理的のいい例だと思ふ。同じ五現業の関係をいふと、事務系統の面は一カ年ぐらゐの勤務でみな定員化しているのに、看護婦を五年もやると、しかも病院、療養所、そしてその第一線に診療所があるわけですね。この第一線の診療所こそ非常に労苦が多い、苦勞しているわけですね。病院よりは施設も悪いので、環境の悪い所で苦勞しているわけですね。そういうのを逆に優待しているというふうな結果になることは、はなはだ不合理だと思ふのだ。

○政府委員(山口西君) 病院、療養所とこの診療所とは、性格が多少違いますが、診療所の方は各行政機関がそれぞれ適宜に置いておられるというもので、正式の行政機関、いわゆる八条に

おける施設機関となっていないものもあるわけですね。そういう関係で一律的に扱わなかったということであると思ひますが、これは実質的に仕事の内容によつて、やはりこういう機関がどうしてもその行政機関の事務を遂行する上に必要であるというものである限りにおいては、もとになります組織上の建前が違ふということによつて区別をする必要はございませんので、行政管

理庁では、やはりその実態に応じて検討したいと思つておられますが、実はことしの問題は、早々の間に繰り入れの定員を算定したもので、それから、その際は、もう行政機関になっていく分については一点疑いの余地がないということをやつて、各省で任意に置いておられます診療所等については、なお検討する必要があるということ、一応は少ししたものもあると思ひますが、これは今度の検討においては全部入れて検討いたしました。その実態に応じて措置をいたします。

○伊藤道雄君 そうしますと、この診療所については、病院、療養所等、この「等」の中に行政の見解としては従来も入れておつたし、今後入れる所存であると、そういうふうにご了解していいわけですか。

○政府委員(山口西君) その通りでございます。

○伊藤道雄君 そうしますと、現実の問題として、大蔵省はこの「等」の中に診療所を入れてないわけなんです。で、大蔵省は今来ませんからわかりませんが、そうすると、この病院、療養所等の中に入れていなければ、その看護婦は定員に入れないわけですね。そういうことになるでしょう。だから、

行管の見解と同じように、同じ政府の機関だから、大蔵省も、この診療所については、病院、療養所等、この「等」の中に含まれなければならないわけですね。こういう可能、入れさせるといふ、そういう措置はとれますか、行管として。

○政府委員(山口西君) 今おっしゃつております文章が、これは別にそういう規則があるわけではございませんので、ことしの査定の際にそういう一応の基準を持ったと思ひますが、しかし、これはことしだけのものではございまして、今度調査して新たに繰り入れすべきものを決定する際には、その基準によるわけではございません。で、これは行政管理局の方で責任を持ってその点は大蔵省との間の意見を一致させて実施したいと思ふのであります。

○伊藤道雄君 それでは最後に伺ひますが、結局大蔵省が、病院、療養所、その第一線にある施設の悪い、労働条件の悪い所で非常な苦勞しておるその診療所については、その看護婦を定員に入れてないのが従来の例であるので、今伺ひしておる。そこで、やはり第一線の診療所の看護婦については、いわゆる労働条件の悪い所では苦勞しておるのだからそういうものはぜひ入れなければいかぬ、そういう方向へ当然行管の立場としても努力すべきであるし、また、ぜひそうしてもらいたいというのを最後に重ねて伺ひしてこの点は終りたいと思ふのですが、これはただ単に一つの林野の問題だけでなくして、五現業の診療所については、みな看護婦を入れていなければならぬ。これは小さな問題のよう

で、実はほかにも波及する問題だと思ふので、この点については一段と努力して、必ずこの意に沿うよう、一つ必ず実現するよう、一つ今回の問題として努力していただきたいと思ふ。重ねて要望を申し上げますと同時に、最後にお考えをお伺ひして終わりたいと思ひます。

○政府委員(山口西君) 御意見の趣旨を十分に尊重いたして、遺憾のないようにいたしたいと思ひます。

○鶴岡哲夫君 続きまして、もう一つだけ林野庁の問題について伺つておきたいと思ひますが、今行政管理局長官のお話のように、常用作業員につきましても、本年の行政管理局の調査の対象にして、恒常的に置く必要があるという認定をするならば定員内に繰り入れていきたいという御答弁でありましたので、続きまして、林野庁としましては、常勤の中で残り残りました二百二十名、それから三十七条適用で残り残りました三千六百二十六名、これにつきましては、これは政令でやれるわけではございますが、できるだけ早い機会に政令でおきめになるだろうと思ひますけれども、これは大体いつごろ定員に繰り入れられるものか、見通しを伺つておきたいと思ひます。

○説明員(高尾文知君) ただいまの御質問の趣旨がちょっとわかりかねたのでございまして、林野関係で約四千名程度当初要求いたしましたものの中から残がある、それを政令で定員化する時期はいつかと、こういう御趣旨でございます。

○鶴岡哲夫君 そうです。

○説明員(高尾文知君) それは先ほど行管の方からお答えがありましたよ

六百三十二名あるという点につきましても確かめておきたいと思ひます。

○政府委員(天城勲君) 御指摘のように、常勤で定員化したしましたものが千九百九十名、残が三十四でございます。賃金職員で千五百名、残が四千六百三十二名という御指摘の点の通りであります。この本年度の予算定員外の職員の繰り入れの問題の考え方でございますが、常勤職員と賃金職員と合計して三千四十名になるわけでございまして、予算積算上の基礎として認められてゐるものを定員化したわけでございまして、そのほかに、御指摘のように、大学でかなり今申し上げたような数字の職員がおるわけでございまして、これにつきましては、勤務の実態が非常に多様でございますので、十分調査いたしまして、職務の内容、あるいは勤務の形態が定員内職員と同様の者につきましては、明年度の予算において定員化をはかりたいと、こう思つております。勤務状態が非常に複雑ないろいろな種類の職員がおるというのが現実でございます。

○橋田哲夫君 この常勤的非常勤の制度定員に入る予定の千五百名、これは主として国立大学の付属病院の看護婦さん等が定員に入るのじゃないかと、うふうに見ておるのでありますが、それ以外の者はだいた残るのじゃないか。四千六百三十二名の数字は残るのじゃないかという懸念をいたしておるのですが、その点はいかがでございますか。

○政府委員(天城勲君) 御指摘のように、千五百名のうち、九百六十名、千名近くが病院でございますので、主体は看護婦でございます。

○橋田哲夫君 そうしますと、国立大学の常勤的非常勤の問題というのは、病院を除きましてほとんど解決をしないということになるわけですか、それとも、ですから、非常にこれは不満があるのじゃないかと思つてはいますが、これは今度調査をされて、不満のないうちに処理されるおつもりでいらつしやるわけですか。

○政府委員(天城勲君) この常勤的非常勤職員の勤務状態が非常に複雑でございます。当然定員内に入るべきものはもちろん措置いたしますし、一部研究性的な、自分で勉強しておられるような人も入つておりますので、当然定員内に入るべき性質でないものもあるわけでございまして、その辺は勤務状態の実態調査をいたしまして仕分けをいたしたいと、こう考えております。

○橋田哲夫君 常勤についてもそうだと思いますが、特に常勤的非常勤について、このほかに二千名程度の数があるのじゃないかというふうに言われてゐるわけですか。ですが、文部省として、実際に常勤的非常勤というものは正確に把握してゐるというふうにお考えになりますか。私はどうもまだまだ不十分な点があるのじゃないだろうか。特にこれは大学、研究所、病院関係でございますが、いずれもそういう所の管理者といひますか、学部長といひますか、あるいはそういう関係におきまして、ややもしますと、こういう面についての御認識が薄いわけでございます。そこで正確に出てこないんじゃないだろうか。かつて定員外問題は、五、六年前において、各省とも、そういうものがあると

いうふうには正確に知らなかった問題であるほどでありまして、長い間にやはり現場の実情がだんだんわかつてきた、こういう人たちがおられることが、一番おくれましては、試験研究機関がやはり一番おくれしておつたのであります。私の感じとして、いろいろ各大学の事情等を聞いてみますと、そういう実情が国立大学、その他研究所、付属病院等に相当あるのじゃないかと思つております。が、どのように考えられていらつしやいますか。

○政府委員(天城勲君) その点につきましては、率直に申しまして、御指摘のような点と申しますか、きらいが大学あるいは研究所にはございます。特に大学の卒業生で、何と申しますか、研究室に、助手とか、あるいは大学院の学生という形でなくて、なお研究を続けるために残つてゐる方とか、あるいは民間の会社等に就職をして後、自分の研究を持って教室に入りますと申す、何と申しますか、籍を置いてた形で研究をしてゐるというふうな方もございまして、率直に言つて、主任の教授や学部の方では、その辺を一律に考えてしまつたために、御指摘のような正式の公務員とそうでないものとの境目があいまいになつてゐるくらいはあらうと思つております。

○橋田哲夫君 私は、今、官房長のおつたやつたようなものもあると思ひますけれども、それ以外に、予算に限定をされまして、かりに五十人雇う予算がきた。しかし、五十人ではどうしても仕事が出来ないかというところから、五十人の予算だが、七十人、八十人雇つておられるというふうな実情が

各大学、病院等に相当あるのじゃないかというふうな思つてゐるわけですか。従ひまして、文部省が、各大学に常勤的非常勤が何名いるか調査して出せというふうな話があるかと、この予算定員の五十名が出てくる。これは私、農林省に長くおりましたが、農林省でもそうだった。よけいなものを出すという、これは農林本省に怒られる。国立大学であります、文部省の官房長に怒られやしないか、秘書課長に怒られやしないかというふうな点もありまして、ややもしますと、予算の敷しか出てこない。しかし、実際は五十人以上、六十人、七十人いる。こういう実情じゃないかと思ひますが、そこら辺はどういうふうに見ておられますか。

○政府委員(天城勲君) 個々の学校につきましては、御指摘のような事情は確かにございまして、

○橋田哲夫君 従つて、今度行政管理局としても調査されまして、それから文部省としても当然調査をやられたと思ひますが、ぜひ実情を握つていただきたい。予算面だけの人間の問題じゃなく、現実にいるその公務員を握つてもらいたいという点を要望申し上げておきたいと思ひます。そうでないと、いつまでもやみくもに残つてしまふ。しかも、それがなければ運営できないという実情なんでありまして、そこら辺の調査を十分おやりになるように要望いたしておきたいと思ひます。一つ御回答をいただきたい。

○政府委員(天城勲君) 今年度の行政管理局と御一緒にいたします調査につきましては、御指摘の点を十分考慮いたしまして、実情の把握に努めたいと思ひます。

○橋田哲夫君 もう一つ、これはその一例でございますけれども、この間新潟大学の方々と会つてみますと、今申し上げましたような点が非常に出ております。三十人しか予算がなかった。しかし、三十人ではどうにも病院が運営できない、あるいは研究所が運営できないというところから五十人になつてゐる。従つて、その給与は実に低いのです。日額二百二十円ぐらいで二十人ぐらゐの方々を雇つておられるという実情があるわけでありまして、さらに東京工業大学、これは理工系の大学であります。ここにもこれは約三百名の無給研究員というのがあるというのです。それで、その無給研究員というのは、これは会社等から派遣してきてゐるのかと言つたら、いや、そういう者もいるけれども、それ以外に三百名ほど無給の者がいると、こう言うのです。東京大学や教育大学等に聞いてみますと、理工系のそういう学部では、かつて三年ほど前はそういう実情だった。しかし、これが明るみに出て、逐次明確になつてきてゐるのだけれども、なお残つてゐるところがあるんじゃないだろうか。その例が今申し上げておられますところの東京工業大学なんかその例じゃないかと、こういう見方なんでありまして、内容を見ますと、この三百名というものは、これは理工系の学校ですから、教授、助教授、助手と、こうなつております。教授は一人、助教授が一人、助手が一人と、こうなつております。その下に今申し上げました三百名というのがある。それは結局教授は助手を使うことができるが、助教授は使えない。助教

授が使うという教授が使えないというふうになるわけですね。そうしますと、どうしても一人雇ってしまおう。ポット・マナーがどうしても要る。あるいは何か国で出しているのかもしれないが、少なくとも無給の者が約三百名ほどおられるのです。これはどういふふうに見ておられますか、伺っておきたいと思ひます。

○政府委員(天城勲君) 大学の講座の組織でございますが、教授、助教授、その下に助手が原則として理工系では二人でもって一講座を形成しておられるわけでございますが、今御指摘のように、東京工業大学に約三百名ほどのいわゆる無給助手がおられるのは実情のようでございます。ただ、この三百名の実態はなかなかいろいろございまして、大部分の者は会社とか、あるいは他の学校等に席を持っておられると聞いております。大体自分の研究を続けたいというために、自分の専門の研究者のところに來まして研究の継続を依頼するわけでございますが、もちろん国立学校でございますので、部外者が勝手に出入りするということができないことでございますので、一応教室、研究室に出入りして研究に携わることを学校が認めたという意味では、大学内の公認された職員のような形になっておりますが、先ほど申し上げましたように、ある意味では、これらの無給助手といわれておられるのも、本来定員にすべき種類のものと、それから研究生となるべきものとがあらうと思ひます。でございます。研究生としていくべきものにつきます。これははっきり研究生の身分を取得して研究を続けられよい。それから助手として、教授、助

教授の研究を助けるというものにつきます。これは、これは助手の不足しておるところにつきましても、定員を是正して正式の助手にするというふうなふうにして仕分けしなかならぬ種類のものかと思ひます。ただ、研究生的ないわゆる無給助手につきましても、これは大学の研究の趣旨から申しまして、今後とも絶無になると思ひます。でございます。それと、それはそれとしての立場をはっきりいたしまして、要するに両者の仕分けをいたしたい、こう考へておられるわけでございます。

○伊藤道雄君 先ほど林野の診療所の看護婦の定員、こういうことで関連してお伺いしましたが、今大蔵省からお見えになりましたので、一点だけ伺ひます。

大蔵省にお伺ひしますが、林野の診療所の看護婦については、大蔵省の見解としては、これは定員に入れていない、行管についてはこれを定員に入れておられる、こういう見解に食い違いがあるわけでありまして、と申しますのは、病院、療養所等、この「等」の中に診療所を行管は入れておられるわけですが、大蔵省は入れてないですね。大蔵省にお伺ひいたします。これはどういふわけですか。

○政府委員(大村筆雄君) お答えいたします。

今回定員外職員の大蔵省定員化につきまして、昨年の春以来、行政管理局を中心にして検討して参りました定員化の方針に基づきまして、私どもの方で予算定員を把握することにつきまして、定員化を格づけをいたした次第であります。なお、再調査の結果を待たなければならぬという問題を残してお

るわけでありまして、御質問の点は、診療所の点でございますが、診療所につきましては、特に林野庁関係につきましては、その実態は十分つかまえていないようでありまして、その点は行管ともよく御相談いたしまして、その後の実態調査を待つ。もう一つは、労務管理上、各行政機関等もそうでございますが、こういう診療所、あるいは食堂とか厚生施設を経営しておられるわけでありまして、

○委員長(吉江勝保君) これより内閣委員会を再開いたします。

○委員長(吉江勝保君) これより内閣委員会を再開いたします。

○委員長(吉江勝保君) これより内閣委員会を再開いたします。

○委員長(吉江勝保君) これより内閣委員会を再開いたします。

○委員長(吉江勝保君) これより内閣委員会を再開いたします。

○伊藤道雄君 私が言うまでもなく、診療所につきましては、病院、療養所のさらに前線にあつて、施設も悪い、環境も悪い、そういう所で病院の看護婦と同じ資格で、しかも五カ年勤務しておいてまだ定員に入らない、こういう現実の姿があるわけですね。これはまことに大蔵省の認識不足だらうと思ひます。病院より療養所よりさらに診療所の方が一般に施設も悪いわけですし、労働条件も悪いわけですね。そういう所で同じ資格で働かざるを得ない、こういう人を定員にあてて入れない、こういうことは非常に不合理だと思ひます。これは一つの例のようですが、これは前橋の管轄局の診療所に看護婦さんが四人おられるのですが、だれも定員に入っていない。こういう考へ方、従つて、私がお願ひしたい点は、ぜひ診療

○政府委員(大村筆雄君) お答え申し上げます。

○政府委員(大村筆雄君) お答え申し上げます。

○理事(村山道雄君) ちよつと速記とめて。

○理事(村山道雄君) 速記を始めて。

○理事(村山道雄君) 速記を始めて。

ておるのではなからうか、こういうよう
に察するわけですか。で、この前提が
間違つておれば意味がありませんの
で、まずこういう考え方に防衛庁とし
ては立つておるのかどうか。もし間違
いの点があったら御指摘をいただきたい。

○国務大臣(西村直己君) 大体日本の
自衛隊の考え方といひましては、た
だいま伊藤先生のおっしゃったよう
な考え方に大体のつとめてやつておる
つもりでございます。

○伊藤道雄君 もしそうだとすると、
非常に私どもとしては、そういう戦
略に立つての防衛の考え方では危険が
あるのではないか、そういうふうに思
うわけです。と申しますのは、アメリカ
は小型核兵器を使つても全面戦争に
ならないと言つておりますけれども、
ソ連はさつそく、いや、そういうこと
はない、核兵器には核兵器、直ちに報
復すると、こう言つておるわけです。
ソ連が直ちに報復した場合です、そ
ういふ場合でも全面戦争にならないと
いうことを一体だれが保証するのか。

これはアメリカが保証しても意味がな
い。アメリカは全面戦争にならないと
いうことを勝手に公言しておるわけ
です。しかし、ソ連は直ちに報復する
と、言つておる。で、ソ連が直ちに報
復した場合、それでも全面戦争になら
ないという保証を一体だれがする
のであるか。こういうことを考へて
きた場合に、これはあくまでも、端的
に言へば、防衛庁は全面戦争はない、
こういう前提に立つて進めておるよ
うな、そういうことは危険ではない
か、ということをお伺いしておるわけ
なんです。この点いかがですか。

○国務大臣(西村直己君) もちろんこ
の戦略は情勢判断をもとにはいたして
おります。しかし、情勢判断のこれは
絶対的の保証があるわけでは私はない
と思ひます。たとえば大國間に起きま
しても、核を使つたから全面戦争にな
るとか、核を使わなから全面戦争にな
らぬとか、簡単にこの保証の問題は
あり得ないと思ひます。保証といふ
政治的な考え方、それぞれの考え方、
ただ一応世界の大勢の中から見まし
た判断としては、大きな核というもの
が中心になつてそれぞれ戦争の抑制
力——普通よくはやる言葉でござい
ますが、核の手詰まりという表現
で、核同士によつては全面戦争にい
きやすい、こういう考え方がまず私
は世界の趨勢ではないか。そこに、す
か核はできるだけ持たない、ある
いは分散しないようにという大國間
の努力は、まあ御存じの通り、核の
実験停止等から始まつて、希望は持
っております。ただ、その裏には、政治
論があり、あるいは政治的ないろいろ
な考えがあり、今日まだ停戦してお
るが世界の情勢であります。その中
に立ちまゐり、日本の自衛といふこ
とから考へて、やはり核を持たない
で、参ります。そして日本の自衛力
といふもの、いろいろの制約は御存
じの通り持つております。国情とし
て、その中では憲法論も入つてお
ります。その中で、われわれとして
は最小限必要な自衛力を備えて日
本の安全をはかつておる。それによ
つてはそういう理論なら保証はない
じやないか。確かに保証がないこと
は私率直に認めます。これは全面戦争
に對しても保証がないのでございま
す。ですから、その保証のない限度に
おいては危険があるのじやないかと
おっしゃれば、またその論も私は立
つと思ひます。で、すけれども、
危険を最大限に避ける方法として、
率直に申しますれば、あるいは言
葉に誤まりがあるかも知れませんが、
全知全能を傾けて考へたところから
いふと、今の自衛隊として、ある
いは日本の国防と申しますか、とし
ては、ただいま伊藤先生がおっしゃ
いたような考え方、また、同時に、
それは防衛庁の考えでもございま
すが、そういうものによつて戦争を
抑止する力になつてくる。また、最
悪の場合におきましては、自分たち
の持つておる力で被害を最小限にと
どめるようにする、こういう考え方
で、得ないのじやないか。また、い
くのが当然じやないかと、こういう
考えでございまして。

○伊藤道雄君 この点に關係して源
田空幕長はこういうことを発表して
おるわけですが、限定戦争において
は、日本の防衛力は相当の抑止力を持
つておる。だから、どうも限定戦争
の可能性を強調しやすい傾向がある。
そして全面戦争の勃発を極度に押
えるような傾向があるのじやないか、
こういう意味のことを警告しておる
わけですか。この点に關係して、防
衛庁の最高幹部から出されておるの
で、まあ防衛庁長官としては、当然
そういうことは御承知でしょうけれ
ども、そういう源田空幕長が警告し
ておるような傾向も現にあるのでは
ないか。局地戦争は起こり得ても、
全面戦争は起こり得ない、こういう
ようなこととおつてもつて参考にし
なければならぬと思ひます。そういう
意味合いからさらにお伺いいたしま
す。源田空幕長はこういうことも言
つておるわけですか。日本のような
防衛のためだけの防衛力では戦争の
抑止力にはならない。まあ、こうい
ふ意味のことも言つておるわけだ
す。戦争抑止力にとつては無能であ
る、こういう意味のことを言つてお
る。だとすると、先ほどの安保条
約下でも、限定戦争ないしは侵略、
こういうことはあり得るから、従つ
て、日本も限定された抑止力のある
程度のものを、持たなければならぬ
。しかし、そのある程度のものが、
現在の防衛力では、とうてい戦争
抑止力にはならない、ということ
であるなら、こういう方面に國民
の血税を使つても意味がないで
はないか、こういう理論も出てく
ると思ひます。この点いかがで
すか。

○国務大臣(西村直己君) どうい
う機会に源田空幕長がそういう意
見を吐いておるか、また、御存
じの通り、意見には前提がいろいろ
ついておると思ひます。その全体を
総合して考へて参ります。私は、
源田君の立場におきまして、現在
の防衛庁の考え方、言ひかえま
すれば、現在の自衛力、あるいは
これから国力、同情に應じて漸次
増進して参る、という自衛力は、
当然やはり限定戦争抑止を通して、
世界のやはり平和の一翼としての、
平和を到来する、あるいは安全を
到来するための抑制力に、当然働
き得ると、こういうふうに私は
考へておる次第であります。

○伊藤道雄君 さらに日本の防衛
庁

は、これはまあ毎回そういう態度はお聞きしておりますが、小型核兵器を自衛のために使うことは憲法違反でない、こういうことを繰り返してはおつておられる。しかし、私がここで伺いたい点は、小型核兵器を自衛のために云々ということ、小型について長官としてはどのように一体受け取っておられるかということ。なお、具体的に言えば、標準のいわゆる核兵器と小型との威力の相違ですね、こういう点をごのようによつてお伺いしたい。

○国務大臣(西村直己君) 核の問題、核兵器、核装備の問題につきましては、政府としては、従来、また現在も、総理大臣初め、核は責任を持って自分たちは装備しない。もちろんこれは自衛隊法によるのではなく、さらに原子力基本法というのがある。いまは、いわゆる核の力というものは平和利用に限る、法律にも規定されておる。ただ問題は、さらに一歩進めまして、その基本となる憲法でございますが、憲法の問題になつて参りますと、政府一体となりまして解釈は、核と名がつけば、いかなる核でも、もう憲法上は使用できないという解釈は出てこない。自衛力を認められる以上、自衛のために、言いかえれば、防衛としての核ならば、これは憲法に禁止をしてゐるものでない、こういう今日まで憲法上の解釈を政府としては統一的にとつておるのでございます。これにつきまして、もちろん別のお立場から御議論が出るところでございますが、政府としては、一貫して憲法の理論上の解釈として、そういう解釈をとつております。そうすると、防衛のための核

はどういうものか、なかなかこれは私は理論の問題でございまして、観念論としてそういう体制をとれまして、観念論の核が防衛的であり、憲法に触れない核であるかという具体問題になつて参りますと、私は観念論の問題までは御答弁できますが、それ以上になつて参りますと、それを称するということ、これは、現在の段階では非常にむづかしいと思ひます。ただ、私どもが、将来核のいろいろな開発が行なわれまして、たゞえばその放射性能であるとか、あるいは破壊力、また、相手の核の破壊力、放射能力、こういうものとかが合

は、どういふものか、なかなかこれは私は理論の問題でございまして、観念論としてそういう体制をとれまして、観念論の核が防衛的であり、憲法に触れない核であるかという具体問題になつて参りますと、私は観念論の問題までは御答弁できますが、それ以上になつて参りますと、それを称するということ、これは、現在の段階では非常にむづかしいと思ひます。ただ、私どもが、将来核のいろいろな開発が行なわれまして、たゞえばその放射性能であるとか、あるいは破壊力、また、相手の核の破壊力、放射能力、こういうものとかが合

いしたかつてたわけですが、そこで、いわゆる発熱量とか、あるいは爆圧、こういう点で比較いたしますと、これは小型になると、ぐんと威力も下がつてくる。ただし、放射線に関する限り、あまり低下しないというところを、あな

いしたかつてたわけですが、そこで、いわゆる発熱量とか、あるいは爆圧、こういう点で比較いたしますと、これは小型になると、ぐんと威力も下がつてくる。ただし、放射線に関する限り、あまり低下しないというところを、あな

ないということになると、政策上持つという点も将来考えられるわけですね。そういう点に国民は非常な不安を感ずるわけですね。これは長官が永久に防衛局長であり得ないわけですから、人がかわれば政策が変わり得るわけですね。こういう点は一体どういふふうに国民を納得さしたらいひのか、その点をまずお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(西村直己君) 実は問題が憲法上の理論の問題になつておられますから、いかにも将来、政策上も核を持つような御意見も出るわけでありまして、一応現在とにかく国会の意思を体し、原子力基本法というものが、核の威力というものを平和利用ということからいま一つは、政治全般として、自衛力は最小必要限度の自衛力というのでいておる。自衛隊法において別

の開発等が進んで参ります場合に、一説にはきつて、何と申しますか、核という言葉も一時は出たのであります。しかし、そういうことは現実にはないやうであります。あるいはそういうやうな一つの場面もあり得るかも知れません。また、放射能等の威力に對しまして、これに對する制御の方法等も相当発達して参りますれば弊害も少ないやうな場合もありましよう。また、兵器でございますから、相手の攻撃力というものの、あるいは相手のその攻撃に伴う兵器の防御力といひまきやなりません。いろいろな面から、そういうものは将来一つの研究課題ではあるやうと思ひます。現実の問題としては、私どもは今の核をどうと、こういうことは御説明も困難であります。ただ、観念としては、あくまでも防衛上という観念で、ただ、憲法が一切それは認めないんだ、一切の核は禁止してゐるんだ、こういうやうな解釈はとれない、こういうふうに申し上げておるわけでございます。

○伊藤道雄君 ところで、これは専門家である防衛局長ないし官房長にお伺ひいたしますが、先ほど私が伺ひした防衛研究所の高杉一等陸佐の発表しておられる小型化の核兵器との比較について、今申し上げた通り、発熱量とか爆圧、こういうものについては、小型の場合は相当低下するけれども、事、放射線に関する限り、あまり低下しない、こういうふうに発表されておるわけですが、あなたの方の専門的な立場から、これはそういうふうに解釈してよろしいのかどうか、そのまま信頼できるものかどうか、こういう点について

見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(海原治君) 今先生の御質問になりました点についての、専門家ということでは決してございせんが、一応私も書物の上で承知いたしておりますところは、高杉一佐の執筆いたしました時期がいつかわかりませんが、その当時におきまして一つの研究の結果が出ておると思ひます。ただ最近、たとえばアメリカにおきましては、デヴィークロケットという名前が呼ばれております小型の核兵器等の研究が進んでおります。これにつきましては、発射基はいろいろございますが、そのうちの小型のものにつきましては二人で運搬できるもので、これはTNT百トン程度に相当する威力がある。直径百メートル以下の破壊力で、残留いたします放射能の効果はきわめて少ないというようなことが一応情報としてはございします。そして、この場合におきましては、はたしてその残存いたします放射能がどの程度にとどまるかという科学的、技術的な数字というものは私も承知いたしておりません。従いまして、高杉一佐が何を目標にそういう論文を書きましたかという点につきましては、私ただいまこゝれにつきましても、私ただいまこゝれにきつまして正しいとか正しくないとかいう意味の資料の持ち合わせがございせん。一つその点で御容赦願ひたいと思ひます。

三十分の一、放射線は三分の一だと言われている、こういうふうな発表になつてゐるわけですが、これはそれ相対の根拠があつて防衛年鑑に出してゐると思ひます。防衛年鑑といへば、相当權威のあるものだと思つてゐるわけですが、その防衛年鑑に出てゐる、ういゝかげんなことは出てゐないと思ひます。この事実はどうなんですか。これもあまりたよりにならぬとおしやるのですか。

○政府委員(海原治君) その点につきましては、先ほどお断わりいたしましたように、私、科学的な知識を持ち合せておりませんので、やはりその方面の權威者に一応当たつてみないといけません。承知いたしております点では、そういう小型の核兵器につきましても、小型化された場合の発熱量、あるいは残存放射能等の計数的に、数学的に計算する方式がございします。そういうものによつて算定したものを、その高杉一佐がやはりそういう防衛年鑑に発表いたします以上、相当個人として自信のあるものを書いたものだと思ひますが、防衛庁としては、これはどう評価するかという、公的な評価といふことになりまして、時間をいただきますまして調査をさせていただきます。このように考えております。

○伊藤道雄君 それでは重ねてお伺ひいたします。今私が申し上げておるのは一九六〇年の防衛年鑑に出ておるわけですが、発熱量が標準型原爆の千分の一になつた場合の威力半径の減少割合を見ると、爆圧は十分の一、発熱量は

うこと、こういうことから考えると、特に日本のように、国土が狭い、人口が稠密している、こういう国土でもしこれを陸上で使つたような場合、まず損害を受けるのは日本人自体ではないか。相当の被害を受ける。こういうことになると、こういうおそれるべき小型核兵器が自衛のために使われるのであれば、憲法違反でないというところは、どうも納得できないのですが、そういう前提に立てば、しかし、その前提に立てばということ、その前提は權威ある防衛年鑑に出てゐるのですから、私はそれを信頼する以外にない。防衛庁が出している防衛年鑑に、そういう權威のないものを出そうとは考えられないのですが、そういう根拠ある前提に立つて議論を進めるといふと、こんなおそれるべき小型核兵器でも憲法違反にならないというところは、私も了解できない。こういう点でいま一つ長官の御見解を伺つておきたい。

○國務大臣(西村直己君) 私も、御存じの通り、たびたび申し上げます通り、原子力基本法なり、現在の政治としまして、絶対に核兵器、核装備はしない。ただ、憲法の解釈として、核と名づけば一切禁止しているのじやない。言いかえれば、防衛的な意味において核といふものは憲法上は持ち得るという理論に立ちます。ただ、これを具体的に、それではどの程度が憲法上許されるものであるかということ、これは、今後の核並びに核の制御の仕方、こういうものの開発状況に応じて、われわれは十分にこの具体の問題として検討して参らなければならぬ。ただいま民間から出している防衛年鑑に一人の自衛官が意見を發表してゐるよう

でありますが、必ずしも私はその意見が全面的に正しいとも信じられないのであります。核の開発が進みますれば、あるいは破壊力、あるいは放射能力等において、また、さらに平和のほんとうの防衛的な意味のものが開発されてくる場合があり得るものも、全部において私はその意見そのものが全部において支配する、こういうふうにも考えられないのであります。理論の問題としてでございますが、

○伊藤道雄君 これらちよつと聞き捨てにならぬ点があるのですが、防衛面の思想を普及する意味も手伝つて防衛年鑑などに出ていると思ひます。これは国民に防衛に対する認識を深くする、こういう考え方に立つて、ほかに目的はございませうけれども、そういう目的も確かにあると思ひます。国民に対して防衛上の知識を普及するといふ、そういう趣旨の防衛年鑑であるならば、そんな權威のないものをなぜ掲載させるかという疑問が出てくるわけですが、なぜ検討して權威あるものだけを防衛年鑑に載せないのか。防衛年鑑にあるうちで、どうも答弁に都合の悪い点は、どうもこういふことはあまり全面的に信頼できないと言つたり、ある場合には、これはその通りでございしますとか、いわゆる立場立場でこれを解釈するといふことは非常に意味がないと思ひます。やはり防衛年鑑に載せる以上は、權威のあるものでなければならぬ。また、国民を誤らしめることにもなると思ひます。防衛庁の立場としては後ほどまたお伺ひいたしますが、日本の防衛に関する知識、普及の程度は、列國に比較して非常に低いということを憂

慮されておるわけですが、そういう事情の中で防衛年鑑を出しておられるのだから、防衛年鑑に入つてゐることはみな正しいのだと安心してわれわれが参考に資し得るものでなければならぬと思ひますが、どうもあなたの方の防衛研究所の面の発表はあまり信頼できないといふことになると、われわれはそれが信頼でき、それが信頼できないかという区別がつかないわけですが、そういうことでは困ると思ひますが、その点はいかがですか。

○政府委員(加藤陽三君) 私から、防衛年鑑につきまして若干御説明をさせていただきます。この防衛年鑑は、防衛年鑑刊行会というものが出してゐるのでございまして、これは伊藤道雄という方が代表者でございまして、このほか四名の方で刊行会をやつておるわけでございます。防衛庁の職員は入つておりません。執筆する者は、これは年々顔ぶれは変わつておりますが、刊行会の方からこれと思ひますが、依頼をされるわけでございます。毎年度テーマ、内容、項目等を自主的にきめられまして、きめた項目について適當だと思はれる方に依頼をして執筆をしてもらふということになつておるのでございします。防衛庁の内局の部員の者も、高杉君のような、防衛研究所のような職員のものもありませんが、ほかに外務省、通産省、調達庁の職員のような方も依頼をされて執筆しておるような方もございします。そういうような性格でございまして、この防衛年鑑は、伊藤氏が昭和二十九年から始めてございまして、これは全くの任意団体でございまして、行政監督上、防衛庁とは関係がないものでございします。

○伊藤道雄君 どうも防衛庁に關係のないものとおっしゃるようですが、私も、これはわれわれはそう見ていない。防衛庁はやはり十分防衛年鑑について責任があるのではないかと、思っている。防衛年鑑のことは、これは別の問題となろうと思えますけれども、ここでお願いしたい点は、われわれが防衛上のことについて、もちろん、防衛のしるすところから、いろいろ勉強したいと思うのです。そのときに、たまたま貴重な材料として防衛年鑑がある。この防衛年鑑を見て、ある点は正しいが、ある点はあまり權威のないもの、だということでは、取捨選択はわれわれはできないわけですが、専門家でないから、いや、これはこう出ているけれども、それは間違いないと、そういう判断力はないわけですが、やはり、事、防衛年鑑に出ている、これはみな正しいのだと思う。国民の皆さんにも防衛の知識を普及したいと思うから私は出していると思うのですが、そこで、これは防衛庁に直接關係のないもの、とか、事実はそのとおりでも、結局やはりそれは困るのです。国民をして誤らしめるものであると思う。従って、今後防衛年鑑を出す以上は、十分目を通して、これは大丈夫だという確信をもって防衛年鑑に載せる、こういう心がけが必要ではなからうかと思うのですが、この点について長官はどうですか。

○國務大臣(西村直己君) ただいま御引用なさいました防衛年鑑の一等陸佐ですか、高杉君という人の論文でございます。私は、まあ防衛研究所なり防衛庁の諸君なり、大いに研究している。いろいろな意見を吐いてくれることは、防衛知識普及のためによろしいと思えます。ただ問題は、憲法上の議論から発展して、これを具体的に当てはめた場合の科学的な水準といえますか、その場合に、私はさつき全面的にこの意見が支配するとは考えられないと申し上げましたのは、ある時点々々において、あるいは高杉君のような意見も立ち得るかもしれない。将来、核というものの開発というものは、とにかく私どもの想像以上にやはり各關係国ではやっておられると思えます。現に私もアメリカへ参りまして、原子力の小型な炉というものを拝見いたしました。予想外に小型の炉というものを持っている。それらをさらに科学的に放射能力等をどうしたら制御するかというようなこともいろいろ研究する面もあるのじゃないかと思えます。そういう点から考えますと、ある時点においてはそういう意見が立ちまじりうが、これがそれじゃ未来永劫ということはありませんが、将来にわたって全面的に支配をするのだ、こういう意見にもなり得ないのじゃないか、こういう意味で、これがずっと必ず小型化したら、もう放射能は多くて、小型は破壊力だけの小型だという理論も必ずしも私は論として成り立たないのじゃないか、こういう意味で申し上げたのでございす。従って、ある時点として防衛庁の研究所の諸君なりその他が、自分の集めたデータで一つの努力をしていくということ自体、私は必ずしもそう誤りでもないと思えます。ただ、言いかえますれば、それは従ってそういうようなかりに文書を書きましますときに、これはこういう段階においてこういう

データではこうなる、しかし、将来を考えてみて、またどう変化するかわからぬという説明があつた方がさらにいいのではないかと、親切ではないか、こんなふうな考え方で申し上げたのであります。

○國務大臣(西村直己君) 今、長官のお話、それから官房長のお話、海原さんのお話を聞いていますと、おかしきように思ふのですが、防衛庁の有力な幹部が防衛年鑑に発表した数字を責任が持たないのですかね。これは、かりに防衛年鑑が官房長のおっしゃるような話だつたとしても、これはやはり責任があるのじゃないですか。何か別のもの、だというように話をしているが、ちゃんと肩書をつけて発表しているのですよ、役所の。行政官庁の例からいって、これに責任を持たないような話は承知できないと私は思ひます。さらに、また海原さんもおっしゃるのですが、去年の話ですよ、発表されたのは、いかに日進月歩するものかというお話ですが、そんなに変わるものじゃないだろうと思ふのですけれども、ね、放射能の問題については、ですから、やはり防衛年鑑に出ている高杉さんの発表というものは、これはやはり防衛庁としては責任を持ってもらわなければ困ると思うのですが、そこら辺が何かばやばやしてしまつて、わけのわからぬような形では、防衛庁として非常なこれは問題だと思ひますが、いかがですか。

○國務大臣(西村直己君) 核の問題は、もちろんわが国としては科学技術庁と申しますか、そういう面で平和利用の面から研究はされていると思ひます。また、關係国、言いかえれば、原子力を利用している国々は、それぞれの立場で研究している。従つて、それらのデータを集めて、あるそのときそのときの意見というものを、防衛庁の諸君が勉強の、また、依頼を受けたときに発表することは、私は当然であると思ひます。ただ、それを受け取って解釈する場合に、ただいま御承知の通り、この席でも憲法上の理論の問題から発展して、具体的に当てはめたらどうか、私は具体的に当てはめることは非常に困難でございす。しかし、御引用もありましたから、そういうような論説であれば、それはある時点といひますか、ある研究の段階においてそういうことは言えるであらうまいしょうが、将来にわたつてこれが全面的に放射能は絶対に減らぬ、破壊力は減つても放射能は減らぬ、そういうような核理論でこれは全面的に割り切れるものではない。私は、核の科学の方もそれについて進歩して参るのではないかと、ですからこういうふうに申し上げたのであります。防衛年鑑は、確かに防衛庁自体が直接關係しておりませんが、これも、そこに陸佐の肩書をもつて発表していること自体には、勉強した成果であるが、全面的に、くどいようでございますが、御理解していただく意味で申し上げるのですが、ずっと将来憲法論から発展していつてそうして具体的な適用になつたときにもこの理論が成り立つともいひ切れなないんじゃないか、こういう趣旨で申し上げているのでございす。

○國務大臣(西村直己君) 今の長官のお話は別といたしまして、高杉さんの御発表になつたものを何か御信用にならないというお話が出たものですから、もしそうなら、はっきり数字で示してもらいたい。高杉さんのおっしゃることは、あるか、その時点においてはほんとうなのかどうなのか。あるいは先ほど海原さんのおっしゃつた、何かえらく発展しているというお話ですが、これは高杉さんはそういう話だという話ですけども、これは明確にしろとわらないと大へな問題なんです。長官のお話は別ですよ。私の言っているのは、官房長なり、あるいは海原さんのおっしゃつたようなことに納得できない点がありますから、はっきりしておいてもらいたい。

○政府委員(加藤陽三君) ただいま長官おっしゃいましたけれども、高杉君は研究所の職員でございす。現在かわつておりますが、核の方の勉強もしております。ただ、私これを考えますのに、核に關するいろいろな資料というものは、現在、米、ソ、英、フランス、中共も最近やつてくるようございす。中々、なかなか各国とも秘密にしております。いろいろな資料を秘密にしてあります。高杉君のも一つの研究であることは間違いないと思いますが、高杉君自身は、実際自分ですういふものについて知識を持っているはずはないのでありますから、いろいろな資料を勉強して、それをもとにしてそういうふうな結論を出したのだらうと思ひます。その資料のとり方等につきまして私どもよく検討いたしませんと、高杉君の理論が正しいかもしれませんが、私も、今すぐ高杉君の意見に防衛庁として同意であるとか何とか言うことは困難であらうと申し上げたのでございす。

○伊藤道雄君　そこで、このことだけお伺いするわけではないので、時間をだいたいとりますから次に移りますが、ただ、けじめだけはつけておかなければならぬと思うのです。長官としては、具体的な問題から憲法論になってきて云々で、なかなか簡単に解釈できない、そういう意味のことを今お話になったわけですから、そこで、憲法論を離れて、また核兵器に比較いたしますと、爆圧とか発熱量については相当低下するけれども、事、放射線に関する限り、あまり低下しないという、これは一つの原則だと思ふのです。こういう結論を出しておる。これはあらゆる角度から、また、あらゆるものを参考にして高杉さんが結論を出しているということ、これが今、閣員委員からも指摘があったように、堂々と防衛庁の貴重な資料である防衛年鑑に掲載されておる。これが信頼できないようでは、われわれ防衛の論議もできないわけですから、そういうことでは、また、そういう無責任なことでは、はなはだ困るわけですね。

○國務大臣(西村直己君)　御存じの通り、厚力力の開発と申しますか、これも戦後において急激に発展して参ったものでありまして、これは理論の問題として非常に高度の問題でございまして、また同時に、これは別の例を引きますが、宇宙開発も似たような問題であります。これらを急速に、何が今正しいか、ある時点におきましては、一つのデータの集め方、その他によつて、そういう高杉君のような理論も立つかもしれない。しかし、これも将来憲法論から実質具体化、適用される場合においての御議論でございまして、将来において核がどうなるかというのとを、今各国のデータを集めるのも、おそろくちよと困難であらう。従つて、あくまでも憲法の理論の問題で、実際の政治の問題としては、総理大臣初め、政府一体になつて核装備はいたしません、こういう意味で、私はそれを理論の問題として、さらに科学技術上の将来にわたつての問題をはっきり

ここで裏づけをもつてまた次回においてやれということは、私は困難ではないか、率直に申し上げましてこう考えております。理論上の問題として、憲法の解釈でも御答弁申し上げましたけれども、核の放射能力の問題について、将来にわたつての科学的データをわれわれが発表するということは、これに防衛庁の場合におきましては核の開発をやつておるわけじゃございませぬ。また、日本の核の開発よりは、もっと秘密裏に各国としてはやつておると思ふのであります。これらを次回において立場を明らかにせよということとは、ちよつと御答弁は困難でございまして、こういうように御答弁申し上げますので、御了解をいただきたいと思ひます。

○伊藤道雄君　次へ進展しようと思ふのですが、そうなる問題がまた残るわけですね。防衛年鑑をとにかく堂々と出しておつて、その防衛年鑑の内容は、信頼されるものもあるし、信頼できないものもあるのだ、そういう結論になると思ふのです。だから、防衛上の知識を国民に普及するという意味もあるというところは、最初長官も肯定しておるわけですね。それで国民は一体どうする。この点は正しかった、この点は間違つてゐるという判断はつかない。事、防衛年鑑にあることは、みんなこれは正しいことだとわれわれは把握するわけですね。そういう信頼するに足らない防衛年鑑を出すことは、かえつて世間を誤らせることになる。無益有害ということにもなると思ふ。その点どうしますか。

○國務大臣(西村直己君)　研究所その他各幕の諸君が、自分の能力においてできるだけ正確なデータで発表すること自体は、私はけっこうなことだと思ふのであります。ただ問題は、それを直ちに材料にして、将来にわたつての見通しまではつきり結論づけようということは、むしろ私はそのこと自体が無理ではないか。御存じの通り、宇宙開発とか核開発という問題は、人類が大問題にしてゐる。非常に科学的にもまだ前途複雑なものを持つておると思ひます。科学上におきましても、いよいよ、ですから日本の科学技術庁におきましてさへも、いろいろな議論が出てくる段階であります。さらに各国ともこれに努力しておる国々は、膨大な組織と、非常な国家機密をもつてやつておる段階でありますから、われわれとしてはデータを集めて、国会を通じて、現在の段階において黒白だと割り切つてしまふ御答弁を求められても、それは困難だということ率直に御理解いただきたいと思ふのであります。

○伊藤道雄君　なかなかそういう程度の答弁では了解しがたいわけですね。従つて、了解できませんので、この点はさらに日をあらためて追及するとして、次へ入りたいと思ひます。

防衛庁のミサイル計画についてお伺いするわけですが、これはまあ二つの立場があるかと思ふ。一つは、外国で開発したものを、それを導入して装備するといふ装備の場合と、日本の防衛庁自体でこれを開発していく、こういうことになろうと思ふのですが、大体大ざっぱな構想を承りたいと思ふ。ごく大ざっぱなものでけっこうです。

○國務大臣(西村直己君)　事柄が細部にわたりますから、装備局長から御説

明申し上げます。

○政府委員(塚本徹夫君)　現在防衛庁の技術研究本部で研究いたしておりますのは、地对空、空対空、SAM、AM、それから対戦車ミサイル、こういったものを研究いたしておるわけでございます。これは大体例をとりまして、空対空等につきましても、大体サイドワインダー程度のものでありまして、それ以上のものになりません。ば、大体アメリカから直接これを導入する、こういうような考え方で今進んでおるわけでありまして。

○伊藤道雄君　そこで、以下、まず装備についてお伺いしたいと思ふわけですが、装備にもいろいろ段階がございまして、第一段階としては、例のようすでに出発しておるのだと思ひますが、三月の中旬に一個大隊をアメリカに向けて出発をさせて、これは二年間教育を受けて、三十八年の春には東京周辺に配置する、こういうことが衆議院の段階で明らかにしたわけですね。

そこで、お伺いしたいのは、そういうこまかいことはともかくとして、アメリカから帰るときに与えられるナイキについては、アジャックスを持ち帰るのか、ハーキュリスを持ち帰るのか、構想はどうですか。

○政府委員(海原治君)　米国から、教育終了後この部隊が持つて帰ることを予定しておりますナイキはアジャックスでございます。このことは衆議院の内閣委員会におきましても政府側から

答弁いたしております。ただ発射基は、そのときも申し上げましたように、アジャックス専用というものは現在ございせんので、ハーキュリスとアジャックスと両用に使えますユニバーサル型というものを持ってくる。これはそういうものではないので、これを選ばざるを得ない。しかし、たまたまそのものはアジャックスである、こういうふうに御説明申し上げます。

○伊藤道雄 ところで、なお伺いたしますが、この発射基ですね、アジャックス専用の発射基は、もうアメリカにないのですか。

○政府委員(海原治君) そのように承知いたしております。

○伊藤道雄 今のアジャックス専用の発射基については、アメリカでも現在生産を中止しておる。だからアジャックスとハーキュリス兼用の、先ほど言ったユニバーサル型を持って帰るということであろうと思うのですが、そこで伺いたしますが、ユニバーサル型になると、今も出たように、核、非核兼用になるわけですね。兼用になって、防衛庁の将来の計画には大へん都合がいいわけですね。このユニバーサル型は兼用という立場から、これはアジャックスに使うのだということになれば、これは非核だからあまり問題にならない。しかし、これは将来計画が進めばハーキュリスも使用できるわけですから、防衛庁の立場上は、低姿勢で将来脅々としてミサイル化を進展する上には大へんいいものができたと思うわけですが、これについて伺いたしますが、これは一体どの程度持ち帰るのか、こういうものについて、大体一個大隊について

どの程度持ち帰るのか、こういうことをまず伺いたしたい。

○政府委員(海原治君) どの程度という御質問でございますが、一個大隊は、通常指揮中隊一個中隊、それから発射中隊四個中隊、この五個中隊編成でございます。各中隊は、それぞれ発射基の数は、通常一個中隊は十二基でございますが、日本へ持って帰りますものは、一応一個中隊九基として、たまたま全部で百発、こういうことを予定しております。

○伊藤道雄 さらに第二段階としては、四十年までの第二次防衛計画でこの部隊を三大隊さらに増強して、関西とか名古屋、北九州、こういう工業地帯に配置する構想を立てているというふうに聞いておるわけですが、この部隊は一体いつごろアメリカへ派遣されるのか、そうしてその後の計画は一体どうなのか、具体的にお伺いしたい。

○政府委員(海原治君) ナイキの第一大隊要員は、その先発要員がここ数日中に出発いたします。これは五、六名でございます。自後若干の日にちを置きましてから後発隊が渡米いたしました。約二年、具体的にはあるいは一年半程度の教育期間になるうと思ひますが、この教育を終えまして帰って参ります。そのときに先ほど申し上げましたような装備を持ち帰ってくるわけですね。自後のナイキ大隊の編成につきましては、現在いわゆる第二次防衛力整備計画の一つの事業といたしまして、どの程度のものを装備するかを現在検討中でございます。私限りの一応の予想を申し上げます。おそらくはもう一個大隊程度が四十一一年までの間におきまして教育を受けるために米国に行く

く、こういうことに相なるうかと、このように考えております。従いましめて、この第二大隊の配置等につきましては、まだ決定いたしておりません。

○伊藤道雄 さらにこのナイキの性能について、アジャックスとハーキュリスについて、長さとか、あるいは重量、射程、こういうものの要点だけをお聞かせ願いたい。

○政府委員(海原治君) アジャックス型は、射程が最大五十六キロ、速度は一・九マッハ、全備重量といたしまして三十三キロ、全長一〇・六メートル、直径は〇・三〇四メートル、誘導方式はコマンド、核装備は不可能、上昇限度は一応六万キロ、これに對しまして、ハーキュリスは射程が最大二百二十キロ、速度は二・九ないし三マッハ、全備重量四千五百キロでございます。全長が一二・六メートル、直径は〇・七六メートル、誘導方式はコマンド、核装備は可能、可能と申しますと、ハーキュリス型におきましては、通常弾頭、核弾頭、この両方を併用いたします。その方法といたしましては、単機目標に對しましては通常の弾頭を使う。編隊目標に對しましては核弾頭を使う、こういうふうな用法になっていいますと承知しております。

○伊藤道雄 このナイキについては高空用の防空ミサイルであるので、それだけでは用が足りない。低空用のものを装備しなければならぬ。そういう意味合いでホークをナイキと相並んで装備の目録にのせておるようについて、その計画のごく概要で結構ですが、どういう構想で準備して

おられるか、これを承りたいと思ひます。

○政府委員(海原治君) ホークの部隊につきましては、これもやはり二次計画の一つの事業でございますが、一応私どもの現在考えておりますところは、おおむね二個大隊程度米国内より供与を受けまして陸上自衛隊において編成したい、このように考えております。しかし、まだ最終的に決定いたしていませんし、その配置場所等も、まだ現在検討中の段階でございます。

○伊藤道雄 このホークの性能について、先ほどあつたような箇所について、この各面をお聞かせ願いたいと思ひますが、ここでさらに伺いたしたいのは、スーパー・ホークというのがあるように聞いておるのですが、このホークとスーパー・ホークについての性能をお聞かせ願いたい。

○政府委員(海原治君) 今先生おっしゃいましたスーパー・ホークというものにつきましては、私実は存じておりません。あるいは現在持っておりますところのホークをさらに改良したものをスーパー・ホークという形でおるのかも知れませんが、ただいま手元にその資料を持ち合わせておりませんので、従来のホークと考へられておりますものについて申し上げます。

その性能は、射程が最大三十五キロ、射高といたしましては一応十キロ、速度は二・八マッハ、全備重量五百七十キロ、全長四・一八メートル、直径は〇・三五六メートル、こういうものがその諸元でございます。

○伊藤道雄 このホークには核弾頭はつけられるのですかつけられないのですか。

○政府委員(海原治君) 核弾頭はつけられないものと承知いたしてしております。

○伊藤道雄 つけられない。ところが、防衛局長はつけられないとおっしゃるし、官房長は二月七日の衆議院の内閣委員会であつたうに答えておるわけですね。防衛庁が三十九年に四大隊を設けようとしていた低空用対空ミサイルホークには、核弾頭の装備は可能である。全然真反対のことを答弁されておるのですが、これは先ほどの防衛年鑑と同じように、どちらを信じていいかわからない。そこで、官房長にお伺いしますが、二月七日にあなたは衆議院の内閣委員会でお答弁されたところによると、装備が可能であるとお答へになっておるわけですが、これは間違ひございせんか。

○政府委員(加藤陽三君) これは速記録をお読みいただくとわかると思ひますが、私の答弁は、ホークについては通常弾頭であると承知しておるわけですね。ただし、ある刊行物によりますと、通常弾頭のほかに、スペシャル・ウオー・ヘッドもつくといふことも書いてある。特別の弾頭がつくといふことも書いてある。このスペシャル・ウオー・ヘッドが何であるかということについては、正確に知っていない。部内では、これは核弾頭ではないかという意見を持っている者もいるといふことをお答へしたのが正確でございます。

○伊藤道雄 そうしますと、そういう特殊なものをつけることによつて核装備することは可能である、こういうふうに解釈していいわけですか。

○政府委員(加藤陽三君) 私が申し

上げましたのが正確なのでございまして、通常弾頭であるが、しかし、ある刊行物によりますと、スペシャル・ウォー・ヘッドがつくというところを書いたものもある。このスペシャル・ウォー・ヘッドが何であるかというところについて、いろいろわれわれの方では検討しておりますが、ただ、中には、これは核のことではないかという意見を持っておられる方もおられるに答えたわけでございます。

○伊藤道雄 そうですと、これは二月の七日の衆議院の内閣委員会に答弁されておつてそれからもう相当三カ月もたつておるわけですね。防衛庁にも相当専門家がおりますし、日本の国内にも相当の権威者もおられるし、そういうことについて、まだ断定的な検討は進んでいないわけですか。

○政府委員(加藤三三) ホークの問題につきましてはその後の検討は、防衛局でやっておるように思います。

○政府委員(海原治君) ホークにつきましては、現在防衛庁といたしましては、まだ一切の情報というものを手元に持ち合せておりません。米軍に対しては、詳細なデータというものを与えてくれるように、現在連絡中の段階でございます。

○伊藤道雄 なお、防衛庁としては、NATOの連合軍が非核弾頭のナイキ・アジャックスからハークキュリスに切りかえようとしてこれを進めている。それからハワイにおいても沖縄においても、みな非核のアジャックスからハークキュリスに進展している。そういうようなことで、日本でもナイキ・ハークキュリスとかホークといったようなものをぜひ装備したいとい

う、装備する必要があるのだという考えが防衛庁幹部にはあるのかと思えます。そういうのは全然そんな考えは持っていないのか、そんな考えを持っているのか、そのところを明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(海原治君) その点につきましては、先般の衆議院の予算委員会の分科会でも御答弁申し上げましたように、ハークキュリスそのものは、先ほど申し上げましたように、直ちにそれが核弾頭であるというものではございません。両用でございますが、先ほど申し上げたように、アジャックスよりはるかに性能のいいものでございまして、従いまして、その性能の点だけを比べますと、より進歩したハークキュリスを持ちたいという気持ちになるかと思ひますが、私どもはあくまでも誤解をおそれまして、あえて申し上げますが、アジャックスを持ち帰ることにしたというふうにお答えいたしましたわけでありまして。

なお、先生のおっしゃいましたNATOその他現在ハークキュリスに切りかえ中であるというところは、いささか私どもの承知している事実と違つておりまして、現在イタリア、デンマーク、ノルウェー、フランス、ベルギー、オランダ、西独、トルコ、ギリシャ等は、全部これはナイキのハークキュリスで装備されております。

○伊藤道雄 以上のようなもので防空体制を固めようとするのが防衛庁の現在の装備計画であるというふうに解釈できるわけですが、このほかにも今年中に入ってくる、すでに前から入っているサイドワインダーとか、あるい

はターターというものについても、着着装備を進めようとしておられるわけなわけですが、このサイドワインダーについては前にもあつた問題ですからわかっておりますが、このターターについてはどういふふうにお考えですか、防衛庁としては。

○政府委員(塚本敏夫君) ターターにつきましては、現在契約を結んでおりました、半額は米側が負担するということで、大体二十億程度で購入契約を結んだのであります。ただ、それを積みまますところの船につきましては、現在アメリカ等のいろいろのデータを研究いたしておりまして、その結果に基づきまして実際の建造に着手する予定にいたしておりますが、まだ最終的な結論に達していません。

○伊藤道雄 このターターは駆逐艦につけて使用するというものであります。日本は駆逐艦は二千六百トン、アメリカの場合にはチャールス、アダムス級の船が三千三百五十トンということで、日本の駆逐艦はあまりにも小さい。このままの予定ではトン数が足りないからつけにくいのではないかという議論をみたことがあるのですが、いかがですか。現在の二千六百トンぐらいで十分足りるのか、アメリカのチャールス、アダムス級の三千三百五十トンぐらいなければいけないのか、もしこういうことであれば計画を変えなければならぬが、こういう点について一つお聞きしたい。

○政府委員(塚本敏夫君) 大体現在のところ二千六百トン、あるいは少しは超過するかもしれませんが、二千六百トン程度で間に合うのじゃないかというふうな、先ほど申しましたよう

に、まだ結論に達していませんが、そういった技術的検討の段階でございます。

○伊藤道雄 ところで、この面に使う駆逐艦ですが、何つておきたいと思うのですが、この価格ほどのくらいですか、三十億くらいでいいですか。

○政府委員(塚本敏夫君) 今ちよつと正確な資料を持ち合わせておりませんが、大体三十億見当だと思ひます。正確な資料を至急調べまして、あらためて御回答申し上げます。

○伊藤道雄 大体装備についてはそのような点であらうと思ひますが、次に、開発について伺ひたいと思いますが、この三月十日ごろ滋賀県の琵琶湖の演習場で実験したという対戦車ミサイルのマトですが、これとスイス製のエリコンを土台にして、防衛庁のいわゆる技術が開発したといわれるTLRM2型、これはもう完成しておると思ひますが、この性能とか、現在保有の数量、こういう点について具体的ににお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(塚本敏夫君) TLRM2これは射程が大体二十キロでありまして、全備重量が七百三十キロ、全長六・二メートル、直径が〇・四二メートル、大体こういうことになっておりました。まだ最終的な量産の段階にはなっておりませんで、実用試験の段階にあるような程度であります。

○伊藤道雄 これを新島に基地を作つて、そこで実験したいということであつたらうと思ひますが、新島も反対情勢が強く、いまだに試射については実験不能になっておるわけですから、今後の見通し等について、一体どういふふうにお考えでおられ

るか、それから、また現在技研が手持ちしているのはどのくらい持つておるのか、こういうことについて伺ひたいと思ひます。

○政府委員(木村秀弘君) 新島の試射場の見通しについては、私から御報告申し上げます。

御承知のように、昨年来、試射場の設置につきまして反対派の中から相当の異論がございまして、ことにいろいろな各種の団体のオルグが新島に行つて、そして地元の反対派と一緒になつて反対運動を展開するという事情があつたわけでございます。しかし、その反対の内容を検討してみますと、い

と、かなり防衛庁に対する誤解と申します。か、あそこを自衛隊は基地にするのではないかという誤解、あるいはあそこを原爆を実験するとか、あるいは非常に危険な発射物を発射して、あるいは海流、潮流を汚染するのではないかと、いろいろ誤解がある。まして、その誤解を説明するよう努めて参つた次第でございます。

最近におきましては、新島の試射場の予定地に通じます道路、村道でございますが、これを拡幅いたしました。いろいろな建設用資材等の運搬ができるように村の方にお願ひいたしました。現在その道路の拡幅工事の最中でございます。

今後の見通しにつきましては、まあここで予想して申し上げるという関係上、はつきりしたことを申し上げることは、あるいは不可能かと思ひます。防衛庁といたしましては、今までの工事が順調にいっております点もございまして、今後の試射場の設置の工事につきましても、できるだけ反対し

ておる方々とも懇談をし、納得をしてもらひまして、ある程度の誤解が解ければ田満に工事が完成するのではないかと見通しを立てております。

○伊藤道雄 反対しておるのは、多くは誤解からきておるといふような意味のことをおっしゃいましたが、これは誤解でなくして、現在はこの程度のものであつても、将来積み重ねる方式で、だんだん無核から核へと進展する一連の動きに対して、地元の人々も平和運動の推進力として強く反対しておると思ふので、そんなに甘い観測をされたら大間違いだと思ふのですが、今このことを追及するのが主題でありませんので、この問題について、T L R M 2型の一応の完成は見たが、さらにこれに引き続いて、三十八年ごろまでにはナイキ・アジャックスの程度のもので開発したいという構想を持っておる、そういうことでありますが、この点いかがですか。

○政府委員(塚本敏夫君) ただいまのところ、ナイキ・アジャックス程度のものまで技術研究本部で研究するという考えは持っております。

○伊藤道雄 それから、先ほど出たサイドワインダーとかターター、こういうものについても国産化ということを考えておるのではなからうかと、そういうふうな考えられるわけですが、この点はいかがですか。

○政府委員(塚本敏夫君) これはナイキ等につきましては、国産化はなかなかむずかしい問題があるかと思ひます。ただ、整備等につきましては、やはり国内に業者がいることが望ましいわけでありまして、そういう点から、ある程度の整備能力は持つ必要があるの

ではないか、かように考えております。サイドワインダーにつきましては、これは二次計画がきまりまして、大体二次計画の中にどの程度の数量を納入する必要があるかということによつて、日本で国産しなして経済的にいくかどうかをきめたいと思つておるわけでありまして、もちろん、これにつきましてはいろいろライセンスの問題等もありまして、簡単には参らないと思ひますが、現在のところ、さような状況でございます。

○伊藤道雄 このような国産化の推進力になつておるのは、結局陸幕を中心とした自衛隊の近代化をはかるうとするそういう勢力と、それから先ほど来出ている防衛庁の技術研究所、開発研究所、さらには業者、まあこういう三位一体となつて今後ミサイル化の推進が進められると思ふのですが、このことに関連して、けさの新聞でも、防衛装備の国産化懇談会、こういうものが昨日ですが、第一回の初会合を持たれたというようなこと、これはこのことと一連の関連があるかと思ふのですが、こういう構想について、これは長官はどのようにお考えになつておるか。この関係について、今後のまた運営についてお伺ひしたい。

○国務大臣(西村直己君) 兵器の開発と申しますか、防衛装備、艦船、飛行機あるいはその他の防衛装備、言いかえますと、ミサイル等、国力に應じてこれが漸次国産化されることは喜ばしいことだと私は考えております。従つて、今後あの昨日発会いたしました産業団体あるいは関係者が、国力、国情に應じ、言いかえますれば、日本の技術を高め、同時に、また日本の資本

力なりその他を考え合わせて、着実に国産化を推進していただけることは、私はありがたいことだと思ふのでございます。

○伊藤道雄 次に伺ひたいしますのが、防衛庁のミサイルの開発、あるいは装備、こういうことに関連して、もしこの防衛二法が、かりに通るとすると、十三個師団編成がえになるわけですが、そこで、陸上部隊のペンタミツク化ということが当然考えられるのですが、こういう構想については長官としてはどうお考えになつておりますか。

○国務大臣(西村直己君) アメリカでは、一つのペンタミツク師団という意味で、小型化をはかつていることは事実でございますが、わが国の陸上自衛隊といつたしましては、むしろそれよりは、従来警察予備隊として管区制度で発達して参りました比較的大きな単位のもの、日本の地形あるいは国力国情等に合わせまして効率をあげる、また、独立戦闘隊としての戦闘力を発揮させる、こういう趣旨でございます。アメリカのように、そこに原子核の一つの核装備の中心を置いていふことは毛頭考えておらないわけでございます。長い間の自衛隊における運用、経験、これに基づいてわが国情に合わせた効率発揮という点を中心でございます。

○伊藤道雄 次に、方向を変えまして、滑走路に関連してお伺ひします。これは私が申し上げるまでもなく、航空自衛隊の次期主力戦闘機F4J、この問題が論議されたさなかに、滑走路の距離が非常に問題になつたわけですが、ところが、先般の調査団の報告によると、当初に予定した二千四百メートルよりかは長いものでなければ用が足りない、こういう全貌が明らかになつたと思ふのですが、これは非常に問題だと思ふのですが、あのときグラマンだロッキードだといふことで、ロッキードでは滑走路が短いのではないかといいことに対して、源田空幕長も、そうして当時の赤城長官も、繰り返し繰り返し二千四百メートル、いわゆる八千フィート程度で十分だといふことを繰り返し答弁しておる。その当時のことが議事録にも歴然と載つてゐるわけですが、これはきわめて不可解な問題だと思ふのですが、こういう点どういふふうにお考えになつておりますか。

○政府委員(海原治君) F4Jのための滑走路の長さにつきましては、今先生のおっしゃいましたように、二千四百メートルといふことで間に合うといふことで、その点につきましては、現在も考え方は変わっておりません。ただ、先般いろいろ飛行機の事故に近しいようなケースもございます。たとえば日航が羽田で不時着いたしましたようなことも考えあわせますというのと、不慮の場合に備へまして、もしもいろいろな条件が許しますならば、なるべく滑走路というものは長い方がいい。これはやはり現時におきましても、国会でそのように長官、空幕長からお願ひ申し上げております。従ひまして、計画上の数字といたしましては、一応二千四百メートル程度で間に合うわけでございますが、オーバー・ランその他の形におきまして、もしも延長が可能ならば、何分にも貴重な人命、かつは高価な飛行機のごさいます。

すので、安全の上にも安全をとつて、なるべく長い滑走路場をとれる場合にはとりたい、こういうふうな考えております。

○伊藤道雄 これはグラマンだロッキードだといふ、そういう論議のさなかにも、滑走路は長ければ長いほどいいのだ、だがしかしだ、だがしかし、八千フィート、二千四百メートル程度で十分だといふことを、その当時の責任者の長官も空幕長も、はつきりと繰り返し答弁されておるわけですが、その後長くなくとも人命にもかかわるし、大体滑走路といふのは長ければ長いほどいいのだといふことは、その後出てきた事態ではない。その当時もすでに論議が繰り返されたわけですが、そういう論議の中で、結論的にきつぱり赤城長官も源田空幕長も断言されておるわけですが、二千四百メートル以内で十分だ、八千フィートで十分だといふことを繰り返し答弁されてきたわけですが、それを今になつて、もうロッキードにきまつてしまつてからそのあとで、今度はもうこの辺で本音を出してもいいだろうといふことで、実は滑走路はもつと長くなくとも困るのだと、そういうことにならうと思ふ。これはもう不可解なことです。これは非常に責任問題だと思ふのですが、通り一べんの答弁で済まされるような事柄ではないと思ふのです。長官、いかがですか。

○国務大臣(西村直己君) 私も、前長官なり、ロッキード、グラマンの時代にその答弁はよく存じております。もちろん私も計画として二千四百メートル、八千フィートでございますが、た

た

だ、御存じのように、より以上の安全度を考えて、たとえばもちろんこれは相当に訓練した人間が乗るにしまして、やはりもし地元が許される場合においては、多少なりともさらに安全の道を開けるということが考えられれば、それよりこうしたことはないのじゃないか、こういう意味で防衛局長もお答えし、また、私も同様に考えております。八千フィートで足りる、ただし、より以上また念には念を入れて安全を高める意味において、地元の御納得等が得られて、あるいはというような場合においては、少しでも余分に滑走路を持つておくこともよいじゃないか、こういう考えでございます。

三千メートルないともあぶない、どうもその程度は必要だという議論に変わってきたわけですね。これは何と答弁されましようとも、この当時、長官の言われたようなことは言い尽されてきた。その結論として、いや、八千フィート、二千四百程度で十分だという結論が出ています。その後、もうすっかりロッキードも生産に入っております、そういう事態の後に、今になって二千七百以上三千メートルないともあぶない、どうも拡張の必要があるんだということでは話の筋が通らんと思いますが、この点いまだ一度御答弁をいただきたいと思っております。

国会の当時の状況も存じております。ですから、八千フィートと申しますか、二千四百で一応やれるのだが、ただ、問題は人間のことでございまして、また、実際問題として、訓練を経た者がそれを使うのでありまして、さらに安全度を考えていった場合、地元の納得する場合、多少なりとも余裕があればいいという意味から、二千四百を少しこえていろいろ将来考えることもまたいいのではないかと、こういう意味でございまして。基本はやはり二千四百、八千フィートで一応やれるという趣旨は変えていないつもりでございます。

○伊藤道雄君 今のところは、繰り返すように、源田空幕長も赤城長官も、それで短いだろう、不安定だろう、人命尊重という立場から、もっと長くする必要はあるのではないかと、こういうことは繰り返しわれわれで追及したわけですね。しかし、最終的には二千四百メートル、八千フィート程度で十分だ

て来まして、国会での御質問でも、二千四百で間に合うと、確かにその通りでございます。ただ、御存じの通り、これからは訓練を積みまして、また、訓練の優秀な者がこれを扱うのでありまして、しかしながら、私どもはそれにさらにプラス・アルファができるならば、それはさらにベターではないか、こういう趣旨で御説明申し上げ、基本は二千四百からいくべきでありますけれども、ただ、より以上ベターであるということとは、より安全度が高いということとはいいたてられないか、私はこういうふうな考えております。

○伊藤道雄君 今になって二千七百ない三千メートルないともあぶない、それは手落ちであつた、安全を十分考えなければいかぬ、そういうことで拡張の必要論が出てきたわけじゃない。その当時安全論は、もう言い尽されてきておるわけですね。おかしな言ひではないですか。もうロッキードにきまつて、もうどんどん製作の工程が進んでいく。そういう状態の中で、あらためてよく調べると、滑走路がどうも短い、不安定だ、さらに延ばす必要があるんだ、どうも筋が通らん。今、長官の言われたようなことは、その当時もう議論も繰り返し繰り返し尽されておるにもかかわらず、それで十分だというその当時の長官並びに源田空幕長の答弁であつたわけですね。それが今になってどうも短いのだということでは、これは防衛庁としても無責任な言ひかと思つて、この点について納得できるわけに御答弁いただきたいと思つて。

○国務大臣(西村直吉君) 当時源田空幕が自分で実際試乗をし、そして帰

て来まして、国会での御質問でも、二千四百で間に合うと、確かにその通りでございます。ただ、御存じの通り、これからは訓練を積みまして、また、訓練の優秀な者がこれを扱うのでありまして、しかしながら、私どもはそれにさらにプラス・アルファができるならば、それはさらにベターではないか、こういう趣旨で御説明申し上げ、基本は二千四百からいくべきでありますけれども、ただ、より以上ベターであるということとは、より安全度が高いということとはいいたてられないか、私はこういうふうな考えております。

○伊藤道雄君 今になって二千七百ない三千メートルないともあぶない、それは手落ちであつた、安全を十分考えなければいかぬ、そういうことで拡張の必要論が出てきたわけじゃない。その当時安全論は、もう言い尽されてきておるわけですね。おかしな言ひではないですか。もうロッキードにきまつて、もうどんどん製作の工程が進んでいく。そういう状態の中で、あらためてよく調べると、滑走路がどうも短い、不安定だ、さらに延ばす必要があるんだ、どうも筋が通らん。今、長官の言われたようなことは、その当時もう議論も繰り返し繰り返し尽されておるにもかかわらず、それで十分だというその当時の長官並びに源田空幕長の答弁であつたわけですね。それが今になってどうも短いのだということでは、これは防衛庁としても無責任な言ひかと思つて、この点について納得できるわけに御答弁いただきたいと思つて。

○国務大臣(西村直吉君) 当時源田空幕が自分で実際試乗をし、そして帰

て来まして、国会での御質問でも、二千四百で間に合うと、確かにその通りでございます。ただ、御存じの通り、これからは訓練を積みまして、また、訓練の優秀な者がこれを扱うのでありまして、しかしながら、私どもはそれにさらにプラス・アルファができるならば、それはさらにベターではないか、こういう趣旨で御説明申し上げ、基本は二千四百からいくべきでありますけれども、ただ、より以上ベターであるということとは、より安全度が高いということとはいいたてられないか、私はこういうふうな考えております。

○伊藤道雄君 今になって二千七百ない三千メートルないともあぶない、それは手落ちであつた、安全を十分考えなければいかぬ、そういうことで拡張の必要論が出てきたわけじゃない。その当時安全論は、もう言い尽されてきておるわけですね。おかしな言ひではないですか。もうロッキードにきまつて、もうどんどん製作の工程が進んでいく。そういう状態の中で、あらためてよく調べると、滑走路がどうも短い、不安定だ、さらに延ばす必要があるんだ、どうも筋が通らん。今、長官の言われたようなことは、その当時もう議論も繰り返し繰り返し尽されておるにもかかわらず、それで十分だというその当時の長官並びに源田空幕長の答弁であつたわけですね。それが今になってどうも短いのだということでは、これは防衛庁としても無責任な言ひかと思つて、この点について納得できるわけに御答弁いただきたいと思つて。

○国務大臣(西村直吉君) 当時源田空幕が自分で実際試乗をし、そして帰

て来まして、国会での御質問でも、二千四百で間に合うと、確かにその通りでございます。ただ、御存じの通り、これからは訓練を積みまして、また、訓練の優秀な者がこれを扱うのでありまして、しかしながら、私どもはそれにさらにプラス・アルファができるならば、それはさらにベターではないか、こういう趣旨で御説明申し上げ、基本は二千四百からいくべきでありますけれども、ただ、より以上ベターであるということとは、より安全度が高いということとはいいたてられないか、私はこういうふうな考えております。

○伊藤道雄君 今になって二千七百ない三千メートルないともあぶない、それは手落ちであつた、安全を十分考えなければいかぬ、そういうことで拡張の必要論が出てきたわけじゃない。その当時安全論は、もう言い尽されてきておるわけですね。おかしな言ひではないですか。もうロッキードにきまつて、もうどんどん製作の工程が進んでいく。そういう状態の中で、あらためてよく調べると、滑走路がどうも短い、不安定だ、さらに延ばす必要があるんだ、どうも筋が通らん。今、長官の言われたようなことは、その当時もう議論も繰り返し繰り返し尽されておるにもかかわらず、それで十分だというその当時の長官並びに源田空幕長の答弁であつたわけですね。それが今になってどうも短いのだということでは、これは防衛庁としても無責任な言ひかと思つて、この点について納得できるわけに御答弁いただきたいと思つて。

○国務大臣(西村直吉君) 当時源田空幕が自分で実際試乗をし、そして帰

て来まして、国会での御質問でも、二千四百で間に合うと、確かにその通りでございます。ただ、御存じの通り、これからは訓練を積みまして、また、訓練の優秀な者がこれを扱うのでありまして、しかしながら、私どもはそれにさらにプラス・アルファができるならば、それはさらにベターではないか、こういう趣旨で御説明申し上げ、基本は二千四百からいくべきでありますけれども、ただ、より以上ベターであるということとは、より安全度が高いということとはいいたてられないか、私はこういうふうな考えております。

○伊藤道雄君 今になって二千七百ない三千メートルないともあぶない、それは手落ちであつた、安全を十分考えなければいかぬ、そういうことで拡張の必要論が出てきたわけじゃない。その当時安全論は、もう言い尽されてきておるわけですね。おかしな言ひではないですか。もうロッキードにきまつて、もうどんどん製作の工程が進んでいく。そういう状態の中で、あらためてよく調べると、滑走路がどうも短い、不安定だ、さらに延ばす必要があるんだ、どうも筋が通らん。今、長官の言われたようなことは、その当時もう議論も繰り返し繰り返し尽されておるにもかかわらず、それで十分だというその当時の長官並びに源田空幕長の答弁であつたわけですね。それが今になってどうも短いのだということでは、これは防衛庁としても無責任な言ひかと思つて、この点について納得できるわけに御答弁いただきたいと思つて。

○国務大臣(西村直吉君) 当時源田空幕が自分で実際試乗をし、そして帰

滑走路の長さが問題になっておりますが、二千四百あれば間に合うというところにつきましては、従来とも防衛庁の意思は変わっておりません。その上に、さらに先ほどから長官も答弁されましたように、安全の上にもさらに安全を重ねてという立場から、条件の許します所は、まず予算の許します限りにおきましては、その長さを長くしておきたいのですが、こういうのが私どもの希望でございます。そのような飛行場は、今申しましたように、相当数ございます。これにつきましては、ほかのF86F、F86D等の部隊の配置の問題もございまして、年次別にどのよう飛行場に配置すべきかということ、は、年次計画の中の作業といたしまして検討いたしております。まだ結論は出ておりません。

○政府委員(塚本敏夫君) F104の生産機数の生産計画であります。三十六年度、これは三十七年の三月でありまして、一機、三十七年度、これが四十四機、三十八年度八十五機、三十九年度、これは四十年の一月が最終になります。七十七機、合計二百機、こういうような計画をいたしております。

なお、さっきの艦艇の正確なあれを申し述べませんでしたけれども、大体三十億と申しましたが、予算では二十九億六千万円となっております。

○伊藤道雄君 これは重ねて伺いたしますが、防衛庁としては二千四百メートル程度あればいいのだ、その当時の考えと何ら変わっていない、そういうことで押し切ろうとしている気配が見えるのですが、しかし、先般帰国した調査団の報告によると、二千七百ないし三千ないだめで、どうしても二

千七百ないし三千は必要だということ報告しておるわけです。にもかかわらず、依然としてどうもあいまいなところ、その当時の考えには変わりないんだ、その当時の程度でいいんだ、ただ念には念を入れていくということ、で拡張を考へておる、これはまあ実在の言いがれもはなはだしと思う。先般帰国した調査団の報告では、二千七百ないし三千は必要だということ報告しておると思う。それはその後の事態で十分検討に検討を重ねてそういう長さを報告しておるわけです。これは動かさないと。そうだとすると、その当時の答弁と大いに食い違つておる。しかも、二千七百ないし三千ということになる、日本の飛行場ではあまり間に合う所がない、こういう問題が出てくるわけです。ただ、二千四百程度で大丈夫だ、そういう考え方は間違いないのだ、その当時と少しも変わらないというのを、先ほどから聞いておると、言い続けておる。調査団の報告はそういうことじゃないでしよう。二千七百以上三千ないだめで、ぜひ必要だということを報告しておる、おかしいじゃないですか。

○政府委員(海原治君) 今、先生のおっしゃってられます調査団が最近帰国してというお言葉でございますが、私の知る限りにおきましては、源田空幕長がおいでになりました以来、そのための調査団をアメリカに派遣した事実はないかと記憶しております。何か、ある新聞にそのような記事が出ておったことは覚えておりますが、全然そういう調査団が最近帰国して云々ということ、事実と違つておると私は考えております。

○伊藤道雄君 まあ大げさに調査団などという文字を使つたから、そういう調査団など派遣した覚えがないと、そう言うわけだと思ひますが、防衛庁関係で、その後全然こういうことに関して調査報告した事実はないんですか、その後一度も。まあ調査団という名のものとそういう調査をしてきたということはないにしても、実質そういう事実はないのですか、全然。

○政府委員(海原治君) 私どもの承知しております限り、そういう事実はございません。

○伊藤道雄君 これはどうも合点がいかない、これは今回の問題として、私の方もさらにこの点を調べてみて、重ねて必要であれば伺ひすること、にいたしますが、いづれにしても、この程度の滑走路では不十分だということにはなると思う。人命尊重という立場から、その当時もそういう論議が尽くされて、その結論として、にもかかわらず、二千四百程度で十分だ、八千フィートで大丈夫だということであつたわけですが、しかし、それではどうも一まつ不安があるから、さらに念には念を入れて今度滑走路を拡張したいのだ。十分であるなら、何ら拡張する必要はない。しかも、拡張ということになると、なかなかもつて、口には言うべくして非常に不可能な厚い壁があるわけでありまして。土地のいわゆる入手、土地をまず手に入れることも非常に困難がありましようが、予算の上にも大いに困難がある。しかも、全国にほはいとして起きておる基地反対闘争、これがだんだん広まりつつある。こういう事態からして、なかなか簡単に滑走路の拡張などとは、口には言えても、実際問題として不可能だと思ふ。そういう前提に立つて考えた場合、どうも二千四百程度では不十分だから、念には念を入れて拡張したいのだ、ということをそのまゝ受け取りますと、それでは現在のままでは念には念が入っていないということになるわけですね。そこで、人命尊重という立場からのわれわれの立場としては、念には念を入れなければならぬと思う、大事な人命にかかわる問題だから、そういうことになる、結局滑走路を拡張しなければ、念には念を入れた人命尊重ということではできないということになる。しかも、だんだん年次計画で次々にF104が入つてくる。こういう状態の中でなかなか滑走路の拡張も進まないということになる、何らかそこ次に次々に問題がわだかまってくるわけです。この点はいかがですか。

○政府委員(海原治君) 先ほど来お答え申し上げておりますように、二千四百程度で間に合うということ、その通り事実に関連ございせん。従いまして、これが二千七百にならなければ部隊が配置できないというものでございせん。しかし、先ほど来申し上げましたように、私どもはやはり慎重の上に慎重であつて、尊い人命なり、高価な機体なりの安全を保護するための施策というものは、これはほかの条件が許すならば考へてよろうというふうに考へております。従いまして、関係の当局も努力すると申しますか、地元の方々の御理解をいただきまして、そのような私どもの希望いたしますような、できるだけいい条件におきまして、現実に第一線の部隊が編成

されていく、このようになることを希望し、また、努力いたしたい、このように考へております。

○伊藤道雄君 なお、この滑走路については、プロペラ機については大体千五百、F86F、この程度では二千、そういうような構想で防衛庁としては今後滑走路の拡張を計画しておる、また、計画しようとしておるのではなからうかと思ふ。この点はいかがですか。何か目標があるかと思ふ、拡張するために。そこで、今私が申し上げたような構想でやろうとするのか、いや、そんなものではないという別に計画があれば、それを承りたい。

○政府委員(海原治君) F104につきましては、先生は三千という数字をおっしゃいましたが、私どももいたしましては、もちろん長ければ長いほどいいに違ひございせんが、予算、経費の効率的使用ということを考えますという、一応二千四百のところを二千七百程度まで延ばせることができたならばしたらよからうということと考えております。

○伊藤道雄君 なお、プロペラ機、ジェット機の、一応のこれなら完全大丈夫だという目標はどのくらいですか。

○政府委員(木村秀弘君) 従来の考え方としては、プロペラ機につきましては千二百ないし千五百メートルでございます。それからF86F、F86Dにつきましては、二千四百というのが大体従来の考え方でございます。

○委員長(吉江勝保君) 速記やめて。

〔速記中止〕

○委員長(吉江勝保君) 速記つけて。

○伊藤頼道君 次に、問題を改めて伺いたしますが、自衛隊の現況と問題点について、これは本年三月二十三日、第三回の国防会議の議員懇談会において、防衛局長が要旨について説明をしておられるわけですが、これを拝見いたしますと、まず自衛隊の問題点の一つは、自衛力の厚みの欠如、こういう点をあげておられるわけですが、第一次の防衛力整備計画では、骨幹兵力の整備を目標としており、自衛力に厚みがないということを言っておられる。すなわち、人的にも物的にも厚みがないということをごとこであげておられるわけですが、そこで、有事の際に、人的予備兵力としては、いわゆる予備自衛官、これは一万五千だと思ひますが、一万五千の予備自衛官に依存し得るのみであるということ。物的予備兵力としては弾薬とか燃料、こういう備蓄もきわめて少ない、こういう点を一つまず第一にあげておられるわけですが、この問題に関連してお伺いたしますが、まず弾薬について、いろいろ大口徑、中口径、小口径と分別はされるにしても、ごく概算で、現在ただいまの程度のストックがあるのか、こういう点をまず伺っておきたいと思ひます。

○政府委員(塚本敏夫君) 現在弾薬で保有いたしておりますのが、小口径で八千二百五十トン、中口径が一萬五千五百九十トン、大口徑が七萬三千六百十トン、その他七千九百八十四トン、合計十萬四千五百八十八トンであります。

○伊藤頼道君 この程度のストックでどの程度有事の際に戦い得るのか、どのくらい持久力があるのか、おおよそそのところ。

○政府委員(塚本敏夫君) この数字でもわかりますように、小口径が非常にストック状況が乏しいのでありまして、その他の大口徑等につきましては、相当の備蓄を持っておられるわけですが、小口径につきましては、現在のところ、有事の備蓄というところまでいっておりません。

○伊藤頼道君 次に燃料について、これは陸、海、空と、それぞれ用途が違ふわけですが、このストックについてはどの程度現在あるのか。これは大別でいいです、陸、海、空別で。

○政府委員(塚本敏夫君) これは陸、海、空別にちよつとわかりませんが、燃料別に一応申し上げますと、ガソリンが一萬四千八百キロリットル、それから特殊の航空ガソリンでありますから、これが約八萬八千六百キロリットル、それから軽油が四萬五千八百キロリットル、重油が七千四百六十キロリットル、そのほかにボイラー重油が約十一萬キロリットル、合計約二十六萬七千キロリットル程度の備蓄であります。

○伊藤頼道君 その程度のストックで、一朝有事の際どのくらい長持ちするのですか。

○政府委員(塚本敏夫君) この程度の備蓄では、重油等は相当の備蓄になっておりますが、ガソリン等につきましては、これはほとんどランニング・ストック程度のものでありまして、戦時備蓄という段階には至っておりません。

○伊藤頼道君 第二の問題点として、装備品のいわゆる旧式化ということをおぼえておられるわけですが、まあ要点は、装備品は主としてアメリカからの供与品で、大半は第二次大戦型のものであり、旧型兵器であるため、その更新と近代化が必要である、まあこういうことで、結局装備品の旧式化を何とかしなければならぬということになるわけですが、そこで伺いたいのですが、この大半はどうしても更新、近代化しなければならぬ、こういうことになりまして、これは相当のものになるうと思ひますが、こういうことについて具体的に計画を立てておられると思ひますが、どういう構想を持っておられるのか、こういうことについて。

○政府委員(海原治君) 二次計画に関連いたしますので、私からお答え申し上げます。先生の申しましたように、小銃とか迫撃砲とか、あるいは戦車、その他いろいろないやゆる米軍の供与品でございますところの陸上自衛隊の各種装備品はもろもろ新品で、車両等におきましては取りかえたものもございしますが、まあだいたい旧式のものが多くございします。これにつきましては、個々にその状況にあたりまして、たとえば小銃につきましては、毎年何発撃つて、あと何年使えるかというふうなデータをこまかく今まで積算いたしましたものがございします。それに基づきましてどのような形で毎年置きかえていく、そのためにはどの程度の金がかかるかというのを鋭意検討している段階でございます。これは二次計画の最終的な策定までは、具体的にこれらの装備品の更新の計画ができて上がる、このように私も目標を定めまして、現在作業をいたしております。

○伊藤頼道君 次に第三の問題点として、後方の支援体制の不備、こういうことをあげておられるわけですが、結局後方の支援機能がきわめて乏しいので、有事の際は、あるいは兵器の修理、あるいは輸送、あるいは医療、こういう点では、あげて大部分を民間にたよらなければならぬ、こういう意味のことを言っておられるわけですが、この程度の現状では、なかなかもって日本の防衛などということは不可能ではないか、そういうふうな断言せざるを得ないわけですが、こうだとすると、この点はいかがですか。

○政府委員(海原治君) 今先生の御指摘のありましたようにいわれる後方支援組織というのは、確かにまだ十分でございせん。しかし、これを一挙に組織化することは事実上不可能なのでございします。毎年関係の方々の御努力によりまして、逐次これを組織化していくというところに今後の防衛努力があると、私もはこのように考えている次第でございます。

○伊藤頼道君 第四の問題点として、定員の充足状況について、自衛隊の募集は困難になって、定員に対する充足率は低下しつつある、こういうことをあげておられるわけですね。これは防衛二法の防衛庁設置法でもそうで、現在二万有余の欠員がある。これは本来なら当然欠員を補充して、しかる後に定員増を要求するのが筋だと思ひますが、この防衛二法では、特に防衛庁設置法では、現在三十六年度の予算を見ても、定員についての予算は八八%しか組んでない。これは非常におかしいと思ひますね。定員について八八%の予算しか組んでない。そうなるのと、今二万有余の欠員については、防衛庁としては、全然もう補充の見通し

はない、それをさておいて、新たに一万一千七十四名の自衛官を増加しよう、こういうことに結びつくと思ひます。これは長官としてもまことに問題だと思ひますが、いかがですか、この点は。

○国務大臣(西村直己君) 欠員の問題は、海、空につきましては、これはもう別にさほど問題はない。問題は陸上の問題で、御指摘のように、今現在欠員がございします。問題は、これに對しての充足の方法をいたしまして、従来より、陸上等につきまして、予算面では、御存じの通り、充足率と申しますか、というものをもちつて財政措置をやっております。海、空につきましても、ある程度の充足率、九三とか四とか充足率でございます。ただ、陸につきましては、今年度の予算編成等に関しまして、事実欠員が二万余ありますから、これを一挙に百パーセント入れることは困難でありますから、そこで、私もとしては、予算編成上から八八%の充足率は一応のみました。しかし、この充足率というものは一挙にやるのではなくして、だんだんにわれわれの努力によつて質のいい自衛隊員を高めて参りますという、来年のあるいは下半期以降におきましては、相当八八をこえたパーセンテージにうつつと上つて参ることができまします。予算上も当然可能であります。上期におきましては多少落ちておりましたが、下期においては上つておる、そして次の年度において充足率をさらに高めていきたい。それでは、なぜ欠員があるのにこれだけの十七万、あるいはそれから千五百というものをふやしていくかと申しますと、御存じの通り、軍隊的性格

を持っておりますと、編成というものを非常に基本にいたします。従って、現在十七万、それに建設隊を各方面の御要望で大隊その他を置くわけでございます。編成要員として一応形を作ります。そこにいわゆる基幹、中堅と申します。基幹要員を配置して、その上で予算あるいは募集率、そういうものををならみ合わせましてこれを充足して参る、こういう考え方のものとやっているわけでございます。これは普通の官庁でございますと、四月一日なり大体探っていくわけであります。自衛隊の場合には、年に何回か分けて探っております。それから、やめる方も、また一度にやめるものではありませんので、ぼつりぼつりやめる場合もあります。そういうような流れがございます。これは自衛隊と申します。志願兵制度をとつておることからくる一つの特色でもあらうかと思ひまして、志願兵である以上は、こういうふうな期間的に山がでたり、やめていくというところもあり得るのじゃないかと思ひます。もちろんわれわれは編成定員を持っております以上、これに向かつて充実に参りたいという努力は、今後も募集上非常に努力をして参らなければならぬし、また、それについてはいろいろな方法を目下検討中でございます。

○伊藤頼道君 この欠員の多いのは、もちろん陸上自衛隊が大部分を占めておるわけですが、陸上自衛隊の自衛官が途中でやめたり、あるいはまた募集が予期に反して、きわめて少ない、何かこれは原因があるかと思うのです。防衛庁としてはどのようにこの理由を把握されておるのか。

○國務大臣(西村直己君) 率直に申しますと、やはり一つは、所得がよくなつてきておると申します。他の雇用率もぐんぐん上がつてきております。これも一つの大きな要因だと思ひます。しかし、と言つて、それでは金だけで自衛隊員は待遇をよくすればくるのだ、そういうものではないと私は思ふのであります。自衛隊に本来志願して、そして二年間の教育、訓練を受け、また、国土の守りに服したい、公の立場で服していききたいという気持ちの若い人たちもあるわけであり、言いかえますれば、国防の意欲というふうなものも十分考え、同時に、かりに自分が国防意欲を持つて入つてきても、人より二年おくれ、その後において自分が一般の社会へ出ていくような場合に、より有利に、少なくとも不利にならぬように、そういう将来就職の安定化と申します。有利化と申します。そういう面に対するわれわれもできるだけのいろいろな方策は今後とも真剣になつて考えて、質のいい隊員を採つていかなければならぬと思ひます。現在でも、もちろん採用数に對しまして応募者も倍数はあるわけであり、ただ、われわれは賃は下げたくない、しかも、世の中で雇用率の上がつていくときでありますだけに、これを単に待遇を改善して、率直に申せば、金で横つらひつぱたいて人を集めればいい、こういう考え方でございせん。国防意欲とあわせて参りたい、こういうような努力をして参りたい、こう考えております。

○伊藤頼道君 なお、第五の問題点として、国民の国防意識について説明されておるようですが、国民の自衛隊に對する認識とか、あるいは理解、そういうものは各国のそれに比較してきわめて低い、これは将来ぜひ高揚しなければならぬ、こういう意味の説明がなされておるわけですが、そこでお伺いいたしますが、これは一体防衛庁としてはどういふふうに考えているわけですか。各国のそれに比較して、日本国民の自衛隊に對する、あるいは認識、あるいは理解がきわめて低いということとを説明されたからには、何かそれについて理由はかくかくであるということをお伺いする。これはどういふところにある理由があるのか。

○國務大臣(西村直己君) 私どもは一つの大きな戦争というものを経過いたしました。しかも、その戦争の惨禍といふものを経過いたしました。そこで、戦争に對する恐怖感といふもの、あるいは嫌悪感といふものが、同時に、平和のための備えといふことをもややもすると抹殺してしまふ。私は、自衛隊は平和目的のための自衛隊だといふことは自分で確信をいたしております。ただ、それがたまたま戦争によつて敗戦し、その被害があまりに甚大であつたために、平和の目的のための備えさえも、率直に申しますと、いふと、抹殺するといふ雰囲気はやむを得なかつた雰囲気でもあらうと思ひます。漸次事態が落ちついて参るに従つて、国民の広い意味、あるいは狭い直接的な、あるいは間接的な国を守るという気持は上がつて参つてきていると考えておる次第でございます。従つて、自衛隊に對しても、私は率直に申しますが、漸次国民が認識をして

いるといふふうに私確信をいたしております。

○伊藤頼道君 それでは時間がもうございませんで、最後に一点この点をさらにお伺いをいたしますが、言うまでもなく、憲法第九条では、陸、海、空の軍隊は持たない、他の戦力も持たないといふことを、世界の憲法の中で、日本の憲法だけがこれを歴然として厳然とたたつておるわけです。そういう特殊な日本の国民と他国の国民との考えの違ひを比較しようとすること自体がおかしいではないか、私はそう思う。日本自体では、憲法第九条で、とにかく陸、海、空軍は持たない、その他の戦力も持たない、これは明確になつておるわけです。だから憲法違反の自衛隊に對して国民が認識しない、理解を持たない、こういう面は当然出てくると思ふ。もちろん一部の方は賛成しておられます。また、ある面はこれを支持しているでしょう。しかし、その反面、また強い反対も当然出てくると思ふのです。だから、他国民に比較して理解と協力が非常に低いといふこと、こういうことは、こういう憲法と結びつけて考えない限りは了解できないと思ふのです。この点をいまだ一度長官にお伺ひして、時間がございませんで、まだお伺ひしたい点は山ほどあるわけですから、本日のところはこれで私の質問は打ち切つておきたいと思ひます。

○國務大臣(西村直己君) 私は、ちょっと御意見が違ふかもしれませんが、憲法におきまして自衛隊は否定されてないと思ひます。また、自衛隊の存在は、国会を通し、民主主義的に存在させられており、また、存在している

ものと考えているのであります。憲法のもとにおいて、自衛力として、自衛権というものは憲法は否定してないし、また、それに基づく自衛力というものには認められておる。しかも、それは国会の民主主義的な方法によつて御認定をいたして今日自衛隊は存在をいたしており、その任務についておると思ひます。もちろん、自衛隊のあり方自体につきまして、お説のように、国民の直接の国防意欲に對しましては、ある程度の制約を与えておることは私も正直に認める次第でございます。しかし、おそれる大多數の国民は、自衛権の存在、自衛力の価値といふものについては、私は必要を感じておると思ひます。

○伊藤頼道君 いま一点、もうこれ以上言ひませぬけれども、ただ憲法論議になると、なかなか短時間で収拾がつかないと思ふ。ただ、今、長官が、私もこれで終わらうと思つておつたのですが、大部分の国民が云々という言葉を使われておりますから、これは聞き捨てならぬわけで、何をもちつて大部分とおつちやつておるのか。こういうことになる、もうどうに憲法にも否定されているわけだ。しかし、このことは今申し上げたように、私はこのまま黙つておると、もう伊藤も了解したのであるうな思ふ。伊藤も了解したのである、はなはだ了解に苦しむわけですから、この点については、次回にまたさらにお尋ねしたい、この意味で質問を終わつておきたいと思ひます。

○一松定吉君 伊藤君と防衛庁長官並

びに關係官諸君の質問に答へてお
りますと、問題は、今、伊藤君の指摘
されたところの憲法九条の問題だと思
います。九条の問題でわが国に自衛権
ありやいなや、自衛権があるというこ
とであれば、伊藤君の質問に對して
は、長官は、自衛権があるのですか
ら、自衛権に基づいて核兵器も使うこ
とはできます、滑走路を延長すること
もできます、こういうふうに正々堂々
とお答へになるがいいんです。ところが
が、自衛権がないんだということにな
ると、そういうような答へをする必要
はない。核兵器を用いることもできな
ければ、滑走路も用いることはできな
い。和田博雄君が言つたように、無手
で、手をあげて降伏する以外に道はな
い。

そこで、憲法九条の問題は、伊藤君
はよほど御研究なさつておつて、この
點に對する研究は豊富に承つた
のであるが、憲法九条をよく読んでご
らんさい。あなたのような解釈では
ありませんよ。「國際紛争を解決する
手段としては、永久にこれを放棄する
」。何を放棄するかというと、いわ
ゆる「武力による威嚇又は武力の行
使」、これを放棄する、國際紛争を解
決する手段としては、國際紛争を解決
する手段でなくて、外國から日本に向
かつて、正当の權利がなくして暴力を振
うてきたようなときには、この憲法九
条に入らない。(「そんな質問はない
よ、討論だ」と呼ぶ者あり)これは討
論じゃない。僕の意見を言うのだ。君
方が聞いて、反対意見があれば、一つ
君方と何時間でも議論をするよ。だか
ら、國際紛争を解決する手段として
は、永久にこれらの武力を用いること

はできないのであるが、しかしなが
ら、前項の目的を達するためにこうい
うようなことはできないのだから、前
項の目的以外のことであれば、いわゆ
る武力を持つことはできる。これは、
芦田君が憲法委員長であつたときに、
もういよいよこの憲法の案を解決し
て、これを通そうか通すまいかとい
うときに、やはり委員長であつた芦田君
が、この「前項の目的を達するため」
という文字を特に入れて、そうしてこ
れを解決した。そのことは、芦田君が
何回も公の席上でこれを明らかにして
おる。また、芦田君の著書の中にもそ
のこゝを書いておる。そこで、この九
条の「前項の目的を達するため」とい
う文字を入れたのは、マッカーサーとい
う人を行つて、この原案にはこういうこ
とはないのだが、これはどうしましよ
うかと言つたときに、それは、しかし
ながら正当防衛権というものは國だけ
ではない、人間にも使へるものもあるの
だから、日本が正当防衛権を行使する
ために、外國から無法な侵略を受ける
ようなときには、武力を用いてこれを排
撃することは、これはあたりまえじゃ
ないからして、それを入れておることを別
にかれこれ言う必要はないじゃないか
と言つて、そのままにアメリカさんか
これを通過させたというところは伊藤君
も御存じのはずです。

問題は、結局國際紛争を解決する手
段としてやる場合には絶対にできませ
んよ、「國際紛争を解決する」とい
うと、國と國との争ひがあつたときに、
Aの國はこう言う、Bの國はこう言う
て、意見がどうしても合わないとい
ふに、Aの國が、それではいい
て、自分の保有してゐる陸、海、空軍

をもつてBの國をやつつけにきたじぶ
んに、よろしいと言つて、Bの國はこ
れに向かつて應戦するということが、
いわゆる國際紛争を解決する手段とし
ての戦争ですから、これはいけません
。Bの國がおとなしく、ごく何ごと
もせぬで、へいへいしておるときに、
Aの國が暴力を持つてきてBの國を
やつつけるというこゝできたじぶん
に、Bの國として、さあどうでも勝手
にしなさいというようなことは、これ
はできません。人間でもそうです。
正当防衛権というものは、すべての法
理上認められておる。だから、これは
人間に限りません。獸にもそういう正
當防衛というものは認められておる。
雄の鶏が雌の鶏を呼びつけようとして
おるときに、ほかの鶏がその雄の鶏を
やつつけようとしたのでばんとけ飛ば
した。やつぱりそれは正当防衛です。
ネコでも犬でも、すべてのものがそう
です。いわんや人間において。われわ
れが道路を通行しておるときに、何も
關係のない者が私に向かつて日本刀を
抜いてかかつてきたじぶん、われわ
れは当然にこれを防衛する權利のある
ことは、これはもう何人も疑う余地は
ないでしょう。だから、今私の右におる
木村君のごときは、剣道において日本
本一なんです。剣道についての師範。
その方がしきりに剣道をけいこす
る。これはなぜかという、いくさをする
ためではない。からだをよくする
というところが第一目的であると同時に、
もしも外部の者が自分に侵略を加
えるようなことがあれば、直ちにこの
者をやつつけるといふようなことのた
めにやつておる。これは剣道に限ら
ぬ、柔道でもみなそうです。だからし

て、このいわゆる防衛権というもの
は、これはいわゆる前項の目的を達す
るために陸、海、空軍その他の武力は
これを用いてはならない、しかしなが
ら、前項の目的を達する以外に、いわ
ゆる國際紛争を解決する以外のこと
であつて、日本に向かつて外國が暴力を
用いて日本をやつつけようとしたとき
には、日本はこれに向かつて防衛する
だけの權利は當然あるのです。この點
に對して片山哲君などが反對してい
る。片山君は僕の友人で法律家だけ
ども、これは片山君は間違つておる。
間違つておると言つても、僕はそう解
釈しておると言う。それは何かからくる
かという、憲法の前文からくるの
だ。この前文を今度は引用する。憲法
の前文にはどういふことが書いてある
かという、そんな正当防衛権がない
ということは書いてない。憲法の公布
記念式典の勅語の中にも、日本憲法の
前文の中にも、いわゆる政府が再び戦
争の慘禍を起すようなことのないよ
うに決意をして、そうして國民の生活
を守つて、國民が安心してその世を送
ることができるようになるためにこう
いふような法律を設けるのであつて、
ゆえに、いわゆる他國を無視するよ
うなことがあつてはならない、また、他
國もわが國を侵略するやうなことが
あつてはならない、こういうやうなこ
とをわれわれは念願するがゆえに、こ
の平和憲法を公布して、これを發布す
るのである、こういうことが日本憲法
の前文にも書いてある。そして、この
憲法は、いわゆるマッカーサーが押し
つけたとか何とか言われております
が、ちよつとここにおる木村君も私
も、その当時は大臣をしておつて、二

人で署名をしておる。そのときに憲法
九条はやはり問題になつたのだけれど
も、今のやうな解釈で、それは正当防
衛権はあるのだから、その正当防衛
権を行使するために必要な設備、必要
な器具、必要な方法といふことは、當
然これは用意しておかなければならぬ
じゃないかといふことで、いわゆる防
衛権といふものを認めなければならぬ
といふことになつた。これは伊藤君が
今引用するように、憲法九条の解釈に
はいろいろ議論があり、反對論があり
賛成論があるが、少數の者は反對論で
あり、少數の者は賛成論である。だれ
が少數か、だれが多數かは別として、
われわれ自由民主黨の考えでは、今申
し上げましたやうに、いわゆる國際紛
争を解決する手段としては、戦争もで
きなれば、武力を用いることもでき
ない。海、陸、空軍も用いることはで
きないが、自分の國を防衛するために
は、これを用いても憲法違反じゃない
。これがいわゆるわれわれ自由民主
黨の黨員等の解釈なんです。だから西
村長官もそういうふうな解釈すれば、
核兵器を用いちゃならぬと言ふが、核
兵器も正当防衛権の行使でやむを得
ぬ、世界各國が皆核兵器を用いて他國
を侵略するといふやうなことをやつて
おるときに、日本は何も不都合なこと
もやらない、また、國際紛争を解決す
る手段方法でもないのに、日本に向
かつて核兵器をもつてやつつけるやう
なことがあつたならば、これは當然防
衛するために核兵器を用いることがで
きる。ただ、核兵器といふものは被害
が非常に大きい。核兵器を用いば、い
わゆる数十万人といふものが一瞬に死
んでしまふ。そういうやうな武力を用

て、このいわゆる防衛権というもの
は、これはいわゆる前項の目的を達す
るために陸、海、空軍その他の武力は
これを用いてはならない、しかしなが
ら、前項の目的を達する以外に、いわ
ゆる國際紛争を解決する以外のこと
であつて、日本に向かつて外國が暴力を
用いて日本をやつつけようとしたとき
には、日本はこれに向かつて防衛する
だけの權利は當然あるのです。この點
に對して片山哲君などが反對してい
る。片山君は僕の友人で法律家だけ
ども、これは片山君は間違つておる。
間違つておると言つても、僕はそう解
釈しておると言う。それは何かからくる
かという、憲法の前文からくるの
だ。この前文を今度は引用する。憲法
の前文にはどういふことが書いてある
かという、そんな正当防衛権がない
ということは書いてない。憲法の公布
記念式典の勅語の中にも、日本憲法の
前文の中にも、いわゆる政府が再び戦
争の慘禍を起すようなことのないよ
うに決意をして、そうして國民の生活
を守つて、國民が安心してその世を送
ることができるようになるためにこう
いふような法律を設けるのであつて、
ゆえに、いわゆる他國を無視するよ
うなことがあつてはならない、また、他
國もわが國を侵略するやうなことが
あつてはならない、こういうやうなこ
とをわれわれは念願するがゆえに、こ
の平和憲法を公布して、これを發布す
るのである、こういうことが日本憲法
の前文にも書いてある。そして、この
憲法は、いわゆるマッカーサーが押し
つけたとか何とか言われております
が、ちよつとここにおる木村君も私
も、その当時は大臣をしておつて、二

て、このいわゆる防衛権というもの
は、これはいわゆる前項の目的を達す
るために陸、海、空軍その他の武力は
これを用いてはならない、しかしなが
ら、前項の目的を達する以外に、いわ
ゆる國際紛争を解決する以外のこと
であつて、日本に向かつて外國が暴力を
用いて日本をやつつけようとしたとき
には、日本はこれに向かつて防衛する
だけの權利は當然あるのです。この點
に對して片山哲君などが反對してい
る。片山君は僕の友人で法律家だけ
ども、これは片山君は間違つておる。
間違つておると言つても、僕はそう解
釈しておると言う。それは何かからくる
かという、憲法の前文からくるの
だ。この前文を今度は引用する。憲法
の前文にはどういふことが書いてある
かという、そんな正当防衛権がない
ということは書いてない。憲法の公布
記念式典の勅語の中にも、日本憲法の
前文の中にも、いわゆる政府が再び戦
争の慘禍を起すようなことのないよ
うに決意をして、そうして國民の生活
を守つて、國民が安心してその世を送
ることができるようになるためにこう
いふような法律を設けるのであつて、
ゆえに、いわゆる他國を無視するよ
うなことがあつてはならない、また、他
國もわが國を侵略するやうなことが
あつてはならない、こういうやうなこ
とをわれわれは念願するがゆえに、こ
の平和憲法を公布して、これを發布す
るのである、こういうことが日本憲法
の前文にも書いてある。そして、この
憲法は、いわゆるマッカーサーが押し
つけたとか何とか言われております
が、ちよつとここにおる木村君も私
も、その当時は大臣をしておつて、二

て、このいわゆる防衛権というもの
は、これはいわゆる前項の目的を達す
るために陸、海、空軍その他の武力は
これを用いてはならない、しかしなが
ら、前項の目的を達する以外に、いわ
ゆる國際紛争を解決する以外のこと
であつて、日本に向かつて外國が暴力を
用いて日本をやつつけようとしたとき
には、日本はこれに向かつて防衛する
だけの權利は當然あるのです。この點
に對して片山哲君などが反對してい
る。片山君は僕の友人で法律家だけ
ども、これは片山君は間違つておる。
間違つておると言つても、僕はそう解
釈しておると言う。それは何かからくる
かという、憲法の前文からくるの
だ。この前文を今度は引用する。憲法
の前文にはどういふことが書いてある
かという、そんな正当防衛権がない
ということは書いてない。憲法の公布
記念式典の勅語の中にも、日本憲法の
前文の中にも、いわゆる政府が再び戦
争の慘禍を起すようなことのないよ
うに決意をして、そうして國民の生活
を守つて、國民が安心してその世を送
ることができるようになるためにこう
いふような法律を設けるのであつて、
ゆえに、いわゆる他國を無視するよ
うなことがあつてはならない、また、他
國もわが國を侵略するやうなことが
あつてはならない、こういうやうなこ
とをわれわれは念願するがゆえに、こ
の平和憲法を公布して、これを發布す
るのである、こういうことが日本憲法
の前文にも書いてある。そして、この
憲法は、いわゆるマッカーサーが押し
つけたとか何とか言われております
が、ちよつとここにおる木村君も私
も、その当時は大臣をしておつて、二

いるという事は、よほどこれは考えものだという事で、池田総理が、私も防衛権はあると思ひますけれども、核兵器を用いて防衛しようとは考へておりませんと言ふのも、そういうことは一つの政治論からきた意見だと思ふ。西村長官の御意見も多分そのうだと思ふ、政治論からきた。法理論から一貫するならば、自分の国は自分が守らなければならぬのに、他国が核兵器を用いて日本に侵略してくるといふときに、日本はじつとして核兵器を用いなくて手をこまねいて、他国から思ひ通りに侵略されていくといふことは、これは熱心すべきものではないから、そういうときに法理論上から核兵器を用いることはできるのだ。法理論上からいへば、今、伊藤君が言う滑走路は何メートル、幾ら長いとか短いとかいうことは、自分の国を守るために今以上長くしなければならぬといふことであらう、長くしたからといって、それは憲法違反でもなければ何でもない。その点がいわゆる防衛庁のお方と伊藤君の意見とが違ふからして、幾ら議論しても議論は尽きません。だから問題、結局この憲法九条によつていわゆる防衛権があるかないか、防衛権があるならば、この防衛権の定義はどうだ、こちらから外国を侵略するのはいけないのだ、こういうことです。しかば外国が朝鮮まできて、朝鮮から日本に向かつて核兵器を用いる、朝鮮から日本に向かつて大砲を撃ってくる場合に、日本は朝鮮まで行くことはできるか、あるいは向こうまで、アメリカまで行くことができるか、外国の土地まで行くことができるか、外国の土地とは、防衛権の範囲を超越しておるか

おらないかということについては、學者はいろいろのことを言つておるでしようが、法理論からいへば、防衛権があるかないか、あるとすれば防衛権の範囲いかにということになるのである。つまり、この点は伊藤君は、いわゆる憲法九条ではそういうものはない、これによつて見ると、いわゆる陸、海、空軍は全部これを停止しなければならぬ、これは用いてはならぬのじゃないか。そうして、かかるにお前の方は、防衛という名前をかりてたくさん軍艦をこしらへる、兵隊をたくさんこしらへる、飛行機をこしらへる、この程度以上にすることは、将来いふゆるいくさをするようになるのだからと言つて、理路整然たるいふゆる反対論から議論をしてきておるのですから、あなた方はこれに對して、これは憲法九条の二項によつて見ても、防衛権があるのだから、外国が、何ごもしないでとおとなしく接しておるといふ日本に對してそういうことをやつてきたならば、向こうが核兵器をもつてきたら、こちらが核兵器をもつて応戦することはできるのだけれども、政治論からすれば、そういうことはよくないから、今私どもの方では核兵器を用いるという考え方は持つておりませんと、こういうふうには長官が答えられ、これ以上伊藤君は追及できないはずで、ところが、全部これは何もかも法理論でないような議論をするのでどうもおかしい。この間言つたことの速記録と今言つたことが違ふという伊藤君の追及はもつともです。九条のいふゆる防衛権というものを認めない、これを前提としての議論ですから、これを

前提とする議論とは互いに反する背中の合の議論ですから、幾らしたつて議論は尽きません。だからこの程度において、結局防衛権があるかないかという問題は憲法の解釈で、憲法學者の中にも、大學の教授の中にも、われわれの意見に賛成の方もあれば、反対の方もあつた。要するに、國民は、獨立國である以上は、外国から侵略を受けたときに防衛権があるといふことはだんだん認めてきておる。それがために防衛といふものについて、いわゆる軍艦といふものを用いて、陸軍、海軍、空軍といふ名前とはかく使われなければならない、やはり國を守るだけの力を養成すべく防衛庁が今やつておることは、これは異論のないことである。だから、そういう意味においてどの程度に防衛するたのめが要するの、武力を用いて外國を侵略するなどの、憲法九条に違反しやいかぬのだ。しかし、憲法九条に違反せざる範囲内において、國防のために必要であるこの費用は出さなければならぬじゃないかといふことであれば、伊藤君の意見も政府の意見も一致するのだ。そこが違つて一致しないのであるから幾ら議論しても尽きませんよ。伊藤君が、まだ憲法九条の議論をすれば何日も時間がかかるというの、その議論の通りです。この程度の議論は、何ぼ議論したつて一致点を見出すことはできないから、この程度で伊藤君もお考えになつて、もう自民黨を相手にしたつて、これは自民黨とは意見が違ふのだから、議論はむだだといふお考えを持たれて、こういうことで結論を得るようになつてほしい。

○國務大臣（西村直己君） 私も一松先生の御意見と、基本において同じでございます。従つて、防衛庁長官の職責を全うすべく努力をしておる次第であります。

○上原正吉君 私は、ただいま議題となつております防衛二法案につきまして、質疑を終局することの動議を提出いたします。（賛成「ノーノー」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）

○委員長（吉江勝保君） 着席をなさう。

ただいま上原君から、二法案についての質疑打ち切りの動議が出まして、小幡理事その他から賛成がございまして、動議は成立いたしました。社會黨の諸君からは、まだ質疑があるの、承服したいという御発言がございまして、この動議をここで採決をいたしまして、社會黨の諸君の方に何か御発言があれば、この際、御発言を許します。着席して発言して下さい。

○伊藤道雄君 けさの理事打合會でも、ようやくきよから本格的に一つやつてもらいたいといふことを小幡理事から、あなたの方の理事から申し入れたことがあつたらしいです。もうほんとうに内容に入る具體論としてはきよは初めてなんです。衆議院のそれに比較しても、比較すべくもない。向こうでもう三十六、七時間もやつておる。しかも、重要法案だといふ観点から、法案の手持ちが十もあるのに、一番うしろの方から前へもつてきておるわけなんです。そういう点もこちらは了解してやつておるわけです。慎重審議というのは兩院の代表間の話し合いであるといふことは、もうよく御了承だと思つて、従つて、もう大体審議が過ぎたと

いうことであるならば、われわれは過去の上がつた法案についても、そのつど態度を明らかにして、大体質疑が終ればわれわれは協力してきたわけなんです。当内閣委員会が審議した法案について、審議が尽きたものについて協力するのによぶさかであつたわけなんです。この防衛二法については、きよからようやく具體的に、そうして次回に――まだほとんどやつていないわけなんです。また、總理については、重要法案だから、特に防衛二法といふこの重要法案については、審議の当初と終りには總理を呼ぶといふこと――それは二回呼んでおるじゃないかといふことについて、おそろくこれをたてにとつて、總理を二回呼んだであらうといふ、そういう不条理なことを言うやもしれないといふことで、あえて念を理事會で押しておるわけなんです。第一回は時間程度しか審議できなかった。そこで、何とかしてこれを埋め合せてほしい、補充してほしいといふことで、二回目が二時間有餘審議せられたわけです。そこで合つて一本といふことで、これは一回總理は来たといふことでわれわれは了承し、兩理事も、このことは明確に了解したわけなんです。そういう原則に立つたならば、まだ最後の總理も呼んでいない、こういう段階で、しかも、まだ審議が具體的にほとんど入っていない、今までの外輪に過ぎないわけなんです。にもかかわらず、この段階で重要法案、しかも、本日衆議院の方で会期延長しよう、何のために会期延長しようとするのか。慎重審議という前提に立つて会期延長するのであらう。そういうことであるならば、不条理もはなはだし

いじゃないですか。数をたのんでた人に動議を出させて、数で決定しようとするならば——そういうことではないと思ひますけれども、もし委員長がそういうことであるならば、これは今国会並びに将来に向かつての混乱はかり知れないものがあるということ、あえて自民党、特に当内閣委員長の責任だということになる。こういうときにこそ、あなたは自民党の委員長でなくて、当内閣委員会の委員長という立場をとって、冷静に一つ判断していただいて、無謀なこの動議を取り下げてもらいたいということを強く要望しておきたいと思ひます。

○山本伊三郎君 私、今日のこういう自民党の動議は、今後会期が延長されるらしいんですが、単に内閣委員会だけの問題でなくして、全参議院の審議に私は大きい影響があると思う。従つて、理事会においても話は何ら出ておられない。従つて、われわれとしては一応理事会に戻して、その上で私は内閣委員会を正常な審議に戻してもらいたい、私はそう思う。

○田畑金光君 実は昨日、社会党の両理事から私の方には連絡があつたわけですが、その話を承ると、私の質問の時間は金曜日ごろであらう、こういう話で、実は私もそのつもりで審議が進められるものと、こう予期していたわけだ。今お話しもありましたが、質問の時間も、私自身、まだ総理に十五分間程度やつたに過ぎないし、昨日与党の理事の各位にも、最後の締めくくりに一つ総理に出てもらつて、あらためて総理に質問したい、こういうこともお話ししてあるわけです。衆議院の方ではどうなつたか存じませんが、お

そらく会期延長はきまつたことでは、きまるでしょう。そうしますと、まだ相当の日数もありますし、衆議院におけるこの二法案の審議の内容を見ますと、精細にわたつて審議を尽くしているわけだ。これに対して、参議院の場合は、まだまだ問題点の掘り下げというものが非常に少ないと、こう見ています。そういう節に、ここで今動議が出されたが、強引にこれに基づいて処理されるということ、かえつて今後の運営上よろしくない、こう考えるわけだ。そこで、私といたしましては、動議は動議として委員長で預かれて、まずこの段階においてどうするかというのを委員長理事打合会で十分話し合ひなされて、内閣委員会の今後の運営を進められるように、強く希望を申し上げておきます。

○塩見俊二君 この防衛二法案につきましては、単にこの国会のみならず、もう数回の国会におきまして論議が尽くされた問題でもあります。また、今国会におきましては、私が承つてゐる範囲におきましては、おおむね審議は尽きたように思うわけでありまして、なお、ただいま上原君からの動議は、賛成を得て、一応これは私は成立したものと認めているわけでありまして、従つて、ただいま社会党あるいは民主社会党の方からの御意見もありましたので、これは休憩をいたしまして、即刻、直ちに理事会を一つ開いて御協議をお願いしたいと思います。しかし、動議は、これは成立しておりますので、この点は十分にお含みをお願いいたします。

○一松定吉君 今、伊藤君の御意見

は、私どもの建前からいたしますると、どうかと思うのでありますが、しかしながら、社会党の諸君が、今までの法案の審議に対して、微々細にいつて質問を継続せられた点から考えると、この防衛二法案に対して、まだ審議が十分に行なわれておらぬということ、これはごもつともな御意見と私は思ふ。しかるが、ここで私は、ちよつと社会党の諸君にも少しく耳が痛いかもしれぬけれども聞いておいてもらいたい。

二週間なり三週間なり国会を延長するということに対しては、あなたの方では会期の延長はせぬで、きまつたただけの今月の二十四日までにしてその間にわれわれの賛成しない法案は、いわゆるどんだん審議をおくらかして、審議未了に至らしめようではないかというような考えがあなたの方にあるとは言わない、万々一そういう考えをもつて審議をおくらしたというふうな事実があると、会期延長は、これは政府の責任、われわれの責任もあるが、おもにあなたの方にその責任がある。だからして私は、今の伊藤君の御意見はごもつともだが、ちよつと委員長はしばらくの間一つ休憩して、よく一つ向こうも考えてもらいたい、われわれも考へて、その上で再開して、そうして適当に処置されることを望みます。

○大和与一君 さつき一松委員が、質問か意見かわからぬような名演説されて、われわれも非常に静かに聞いておつた。ほんとうだつたら質問ではな

いんです。だけれども、今の上原委員の発言があると思つていませんから、一先輩の意見としてわれわれもみんな静かに聞いておつた。そうした

ら、今度はひよこつといきなり言い出したものだから、まだあんなきょうから始めたのですから、それは慎重にやるといふことが建前です。それで私も感じたのは、委員長が非常に落ちついておられるので、委員長の心を知らぬで、親の心子知らずで、ひよつと

言つてみたのだ、こういう気持ちから、皆さんのお話しもあつた通り、直ちに一応休憩されて、一つ理事打合会をやつて、そこで審議してもらふことが、やつぱり委員長としても当然とすべき態度だと、こういうふうに思ひます。

○委員長(吉江勝保君) それでは社会

党の方からも、また、与党自民党の方からも、この動議につきまして、扱い方につきまして委員長理事の打合会を開くことに御意見が出ておりました、なお、塩見委員からは、動議そのものは成立しておることを確認しておけと、こういうお話でありましたので、委員長としての計らいを申し上げますと存じます。

私も、動議が出まして、賛成者がございまして、動議は成立をいたしております。そこで、この動議の扱い方につきまして、しばらくこのままに休憩の形におきまして、委員長理事の打合会を持ちたいと思ひます。どうか全員の皆さんがこのままの姿と申しますか、着席のままお待ちいただきますこととを御了承いただきまして、委員長理事の打合会を開きたいと存じます。よろしゅうございませうか。休憩いたしますが、一応このままといひますか、休憩しますが、やはり現状のままでお待ちを願ひまして、そうして委員長理事の打合会をいたしたい、こういうよう

にいたしました……(発言する者あり)委員以外の方の御発言は、ちよつと御遠慮を願ひます。(休憩、休憩)「速記をとめる」と呼ぶ者あり)それじやちよつと速記をとめます。

〔速記中止〕

○委員長(吉江勝保君) 速記をつけ

て。

暫時休憩いたします。

午後五時六分休憩

(休憩後開会に至らなかつた)

五月二十日本委員会に左の案件を付託された。

一、建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(第二二八八号)

(第二三一二号)(第二三三七号)(第二四一六号)(第二四六五号)

一、国立漁港研究所設置に関する請願(第二三〇九号)

一、天皇及び皇室に対する尊敬の念と親愛の情とを守る方途に関する請願(第二三三七号)

一、日本国家と国民統合の象徴の尊嚴等を守る方途に関する請願(第二三六七号)

請願者 新潟県三島郡三島町鳥越 小方義一 外二百一十一名

紹介議員 田中 一君

建設省においては、現在定員不足のため、業務並びに工事遂行上、定員内職員と同一の職務内容と責任をもち、しかも長期に継続勤務を行なっている常勤労働者三千八百八十一名と常勤的非常勤職員一万三千五百五十八名を雇用しているが、これらの職員の身分を保障し、責任ある職務遂行がなされるよう、定員法に基づく定数を三万六千三百一十一名に改正せられたいとの請願。

第二三二二号 昭和三十六年五月九日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願（二十四通）

請願者 新潟県十日町市昭和町四丁目 井口勝利 外百四十四名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第二二八八号と同じである。

第二三三七号 昭和三十六年五月十日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願（六十九通）

請願者 新潟県長岡市神明町二、三一七 中野金蔵 外二百九十六名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第二二八八号と同じである。

第二四一六号 昭和三十六年五月十二日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願（五十通）

請願者 大阪市東淀川区十三南之町一ノ四 筒井義一 外二百九十三名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第二二八八号と同じである。

第二四六五号 昭和三十六年五月十五日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願（七十三通）

請願者 兵庫県西宮市武庫川町一二 舟橋彰 外三百四十二名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第二二八八号と同じである。

第二三〇九号 昭和三十六年五月八日受理

国立漁港研究所設置に関する請願

請願者 千葉県山武郡横芝町島喰下一、五二一 市原豊吉

紹介議員 藤野 繁雄君

漁港は国土延長の橋架け場所であり、その修築整備は国策上等閑に付すことのできない問題であるが、わが国には政策実施上肝要な漁港に対する技術研究がないため、文化の進展に伴わず、その修築整備上遺憾なきを期し難い状態にあるから、農林省、建設省、運輸省が協力して統一ある国立の漁港研究所を設置し、危機に直面するわが漁業界のため適切な国策を樹立せられたいとの請願。

第二三三七号 昭和三十六年五月九日受理

天皇及び皇室に対する尊敬の念と親愛の情とを守る方途に関する請願（二十八通）

請願者 千葉市東本町一八 松村弘外五百四十一名

紹介議員 下村 定君

戦後一部の者とはいえ、天皇及び皇室を非難する者がふえたことは、まことに憂慮にたえぬところであるが、とくに「風流夢譚」のように公然と皇室を非難中傷してはばからぬものが現われたことは、もはや看過できないから、天皇及び皇室を尊敬し、親愛の情を濃くするため、天皇のこう徳をききに銘じて、憲法、法律、教育、宗教、マスコミ等広い面に格段の改善を加え、国民思潮を改善するよう善処せられたいとの請願。

第二三六七号 昭和三十六年五月十日受理

日本国家と国民統合の象徴の尊厳等を守る方途に関する請願

請願者 千葉市緑町六二 築山博一 外十五名

紹介議員 下村 定君

日本国憲法には「天皇は日本国および日本国民統合の象徴である」と規定しており、この規定が日本の歴史に基礎づけられて生れたことは明白なところである。しかるに、戦後一部の者とはいえ公然と天皇及び皇室の尊厳をおかす者が現れたことは、監視できないところである。こんにち世界いづれの国においても元首や王室を侮辱したり、危害を加えたりする者に対しては厳重な処罰規定を設けている。日本国

家と日本国民統合の象徴の尊厳を守り、象徴と国民との間の親愛を助長するため、憲法、法律、教育、宗教、マスコミ等広い面に改善を加え国民思潮の善導に積極的な方途を講ぜられたいとの請願。

第二四〇〇号 昭和三十六年五月十二日受理

売春対策機関の一本化確立に関する請願

請願者 東京都中央区銀座東八ノ四全国燃料会館内 岸本会純 浄化協会内 岸本市太郎

紹介議員 赤松 常子君

売春対策は、関係行政機関がバラバラで不便である。また積極的な情熱がなく、政府の売春白書では、ほんとうのことがわからないという実情であるから、売春対策の主管省の決定と、その対策機関の一本化を確立するとともに、さしあたり売春対策予算を増額せられたいとの請願。

第二四二三号 昭和三十六年五月十三日受理

恩給法等の一部を改正する法律案の一部修正に関する請願

請願者 徳島市助任本町六ノ二 九 森山伊一

紹介議員 紅露 みつ君

今国会に提出された恩給法等の一部を改正する法律案は、昨年自由民主党議員から国会に提出された法律案（衆法第四十六号）の内容と全く異なり、多くの問題点を残しているから、本法案中の傷病恩給に係る部分を修正して、（一）増加恩給及び傷病年金の年額

を戦間公務による算出額に修正すること、（二）間差（各項、款項間の比率）を終戦までの間差に修正すること、（三）家族加給中、増加恩給の加給年額を一律四千八百円に、また傷病年金受給者にも家族加給を支給すること等の実現を期せられたいとの請願。

第二五一七号 昭和三十六年五月十六日受理

恩給法等の一部を改正する法律案の一部修正に関する請願（七通）

請願者 愛媛県松山市府中町一ノ一愛媛県傷病軍人會連合会内 日野利秋外六名

紹介議員 堀本 宜実君

この請願の趣旨は、第二四二三号と同じである。

第二四三四号 昭和三十六年五月十五日受理

恩給法等の一部を改正する法律案の成立促進に関する請願

請願者 徳島市秋田町一ノ二五 品吉外百六十六名

紹介議員 紅露 みつ君

恩給法等の一部を改正する法律案に關し、当該予算が成立しているにもかかわらず、同法案の審議がすすめられていないため、徳島県秋田町に居住している軍人恩給失権者百二十名は、非常に心配しているから、農業基本法案並びにILO条約問題等の重要法案とともに、継続審議あるいは廃案となることのないよう、審議を促進して、今国会において必ず成立を図られたいとの請願。